

平成 29 年加茂市議会 3 月定例会会議録（第 1 号）

3 月 8 日

議事日程第 1 号

平成 29 年 3 月 8 日（水曜日）午前 9 時 30 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸報告
 - 第 4 平成 29 年度施政方針
 - 第 5 第 6 号議案から第 33 号議案まで
 - 第 6 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 平成 29 年度施政方針
- 日程第 5
 - 第 6 号議案 平成 29 年度加茂市一般会計予算
 - 第 7 号議案 平成 29 年度加茂市国民健康保険特別会計予算
 - 第 8 号議案 平成 29 年度加茂市後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 9 号議案 平成 29 年度加茂市宅地造成事業特別会計予算
 - 第 10 号議案 平成 29 年度加茂市下水道事業特別会計予算
 - 第 11 号議案 平成 29 年度加茂市介護保険特別会計予算
 - 第 12 号議案 平成 29 年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計予算
 - 第 13 号議案 平成 29 年度加茂市水道事業会計予算
 - 第 14 号議案 平成 28 年度加茂市一般会計補正予算（第 14 号）
 - 第 15 号議案 平成 28 年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
 - 第 16 号議案 平成 28 年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
 - 第 17 号議案 平成 28 年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 - 第 18 号議案 平成 29 年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 19 号議案 新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 第 20 号議案 新潟県加茂市職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 第 21 号議案 加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - 第 22 号議案 加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - 第 23 号議案 新潟県加茂市税条例等の一部改正について
 - 第 24 号議案 加茂市公民館条例の一部改正について

- 第25号議案 加茂市体育施設条例の一部改正について
- 第26号議案 加茂勤労者体育センター条例の一部改正について
- 第27号議案 加茂市デイサービスセンター設置条例の一部改正について
- 第28号議案 加茂市における訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションの利用料の助成に関する条例の一部改正について
- 第29号議案 加茂市における介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションの利用料の助成に関する条例の一部改正について
- 第30号議案 加茂市介護保険条例の一部改正について
- 第31号議案 加茂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第32号議案 加茂市産業センターの指定管理者の指定について
- 第33号議案 市道路線の変更について

日程第6 一般質問

樋口 博務君

1. 県央医師会応急診療所について
2. 小中学校の耐震補強工事について
3. 主要地方道長岡栃尾巻線について

浅野 一明君

1. 連携中枢都市圏構想への不参加について

安武 秀敏君

1. 県央医師会応急診療所について
2. 生田屋の土地購入問題と新町の活性化について

○出席議員（17名）

1 番	三 沢 嘉 男 君	2 番	藤 田 明 美 君
3 番	白 川 克 広 君	4 番	佐 藤 俊 夫 君
5 番	大 平 一 貴 君	6 番	浅 野 一 明 君
7 番	滝 沢 茂 秋 君	8 番	保 坂 裕 一 君
10 番	森 山 一 理 君	11 番	山 田 義 栄 君
12 番	中 野 元 栄 君	13 番	安 田 憲 喜 君
14 番	茂 岡 明与司 君	15 番	樋 口 博 務 君
16 番	安 武 秀 敏 君	17 番	樋 口 浩 二 君
18 番	関 龍 雄 君		

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

市長	小池清彦君	副市長	吉田淳二君
顧問	中野清君	総務課長	五十嵐裕幸君
企画財政課長 会計課長	市川一行君	税務課長	鶴巻信二君
農林課長	近藤直樹君	商工観光課長	菅家裕君
市民課長	青木敏男君	健康課長	車谷憲繁君
建設課長	金子正文君	都市計画課長 水道局長 環境課長	樋口敏晴君
下水道課長	和田利政君	福祉事務所長 加茂市生涯学習センター 市民福祉交流センター 「加茂美人の湯」所長 教育委員会 庶務課長	青柳芳樹君
教育長	殖栗敏夫君	教育委員会 学校教育課長	首藤和明君
教育委員会 社会教育課長	明田川太門君	顧問 教育委員会 文化会館長	宇田滋君
教育委員会 公民館長	和田正利君	教育委員会 図書館長	珊瑚保君
監査委員	坂中春信君	監査委員 事務局長	吉田裕之君
農業委員会 事務局長	佐野雅好君		

○職務のため出席した事務局員

事務局長	武内豊君	庶務係長	美原弘美君
主査	吉田和実君	主査	石津敏朗君
嘱託速記士	山田真織君		

午前9時30分 開会

○議長（山田義栄君） これより平成29年加茂市議会3月定例会を開会いたします。

午前9時30分 開議

○議長（山田義栄君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山田義栄君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、2番、藤田明美君、3番、白川

克広君、4番、佐藤俊夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山田義栄君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会における今期定例会の運営について、審査の結果を委員長より報告を求めます。

〔議会運営委員長 樋口博務君 登壇〕

○議会運営委員長（樋口博務君） おはようございます。ただいまから議会運営委員会の結果を報告いたします。

本日から3月定例会が開催されますので、去る3月1日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、皆様方の御賛同をお願いいたします。

会期は、本日から3月23日までの16日間といたすことになった次第であります。今回一般質問の通告は7名であります。議事の運営につきましては、皆様方のお手元に配付してあります順序によって行うこととし、本会議は本日8日、9日及び23日に開催することになりました。10日に連合審査会、次いで13日から休日を除く21日までの間に各委員会の開催をお願いし、付託議案の審査を行っていただくことになりました。最終日の23日は、付託議案の審査結果について各委員長の報告を行い、これを決定していただき、会期中に議員発案等が提出された場合は最終日の日程に組み、これらの即決をお願いし、最後に医療問題特別委員会と議会改革特別委員会の中間報告と常任委員会、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の議決を行って、3月定例会を終了する予定となっております。

以上をもちまして議会運営委員会の結果報告を終わります。

○議長（山田義栄君） お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月23日までの16日間といたしたいと思います。なお、議事の運営につきましては、議会運営委員長報告のとおり取り計りたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義栄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間と決定いたしました。

なお、議事の運営につきましては、お諮りのとおり決しました。

市長の挨拶

○議長（山田義栄君） 次に、市長より招集の挨拶があります。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） おはようございます。予算を御審議いただく3月議会となりました。御来駕をいただきまして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

今回の予算は、重要な事項をたくさん盛り込ませていただいております。市民の皆様方をお幸せにするために精いっぱい有意義な事業をたくさんやらせていただきながら、財政上問題ないようにしながらやっていくということが大変重要と思っております。その辺もよく気をつけながら予算を編成したつもりでございます。何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。御来駕を賜りまして、

本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

日程第3 諸報告

○議長（山田義栄君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

報告第1号、請願の処理経過及び結果の報告について市長から報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第2号、監査委員から定期監査及び平成28年11月分、12月分、平成29年1月分の例月現金出納検査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第3号、12月定例会以降の議長会の状況について、その概要を別紙のとおりお手元に配付してありますので、あわせて御了承ください。

日程第4 平成29年度施政方針

○議長（山田義栄君） 次に、日程第4、平成29年度施政方針について市長の発言を許します。

○市長（小池清彦君） 平成29年度の施政方針につきまして、御説明させていただきます。まことに恐縮でございますが、この席で座って御説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

平成29年度の施政方針について御説明申し上げます。

平成7年5月、「加茂市に大きな夢と新しい風を」、「民主的市政と福祉と繁栄を」の願いを込めて12項目の公約を掲げて市長に就任させていただきまして以来、この基本はいささかも変わることなく、仁の一字、愛情を根本として市政を推進させていただくことに努め、今日に至りました。

この間、市民の皆様の温かい御指導と御支援のもと、市議会議員の皆様の方強い御指導と御支援を賜りながら、相ともに手を携えて市政を推進してまいりました。ここに改めまして市民の皆様一人ひとりと市議会議員の皆様一人一人に対しまして、厚い感謝の思いを込めて心から御礼申し上げます。また、職員各位の御協力と御尽力に対しまして心から感謝の意を表するものであります。

今日まで私は、ひたすら市民の皆様一人一人のおっしゃることをよくお聞きして、その御指導に従い、市民の皆様一人一人を大切に、最高にお幸せにすることを根本として市政を推進してまいりました。すなわち、「よもやま話路線」でございます。私がこれまでに推進させていただきました市政は、ほとんど全て市民の皆様からいただいたアイデアに基づくものでございます。市民の皆様からいただきましたアイデアは、いずれも現実の生活の中から生まれたこの上なくすばらしいものであり、民主主義の偉大さに感動する日々でございました。こうしたおかげにより加茂市は日本のトップクラスの福祉と児童福祉のまち、健康施策のまちとなり、日本で最も商工業と農業が守られているまちとなり、日本で最も自然環境が保護されているまちとなり、市民の皆様がお幸せに生活していかれるための諸施設の整ったまちとなりました。

また、このように市民の皆様、市議会議員の皆様、そして市役所の諸官とともに市政を推進してまいりました結果、加茂市は合併で消滅することなく、存続することができました。そして、猿毛山も消滅を免れ、存続することができました。みんなで加茂市と猿毛山を消滅から守ることができましたことは、私たちが先祖に対しましても、子孫に対しましてもまことに申しわけの立つ加茂市民みんなの歴史

的偉業であり、誇らしく思います。

待望の加茂大橋も完成し、第二平成園、第三平成園、屋内ゲートボール場や夜間も使用できる屋外テニス場もオープンいたしました。

温水プールもオープンし、すぐれたコーチをお招きしてスイミングスクールも開催されております。

冬鳥越スキー場も加茂市営となり、日の出荘ロッジウェーデルンやTバーリフト3基も完成し、芝生や遊歩道も整備され、冬鳥越スキーガーデンとして一年中お楽しみいただける洋式庭園となりました。歴史的、文化的価値の高い新潟県最古の電車モハ1の復元もなされ、電気機関車も展示され、日本一の花時計もつくられ、近隣最大規模の2,700本のバラ園もオープンいたしました。

温泉も湧出し、日本有数の温泉「加茂美人の湯」は、市民の皆様を初め大勢の皆様が心行くまで楽しんでおられます。

また、日本有数の体操トレーニングセンターも完成し、加茂体操クラブを長年かけて育て上げられた横山正明先生のところに、さらに元オリンピック選手であられ、北京オリンピックの日本体操チームのコーチであられた新潟経営大学の齋藤良宏先生と奥様の元オリンピック選手で日本の新体操界の中心的存在であられる齋藤里絵子先生がおいでになり、新体操教室も開かれ、さらに東京オリンピック女子体操銅メダリストの中村多仁子先生も頻繁に指導においでになり、日本一の体制となっております。

市営サッカー場も完成いたしました。

また、画期的なこととして、国が43%負担する「まちづくり交付金事業」を利用して平成18年、旧まるよし五番町店の跡に公設民営の食料品スーパーと風呂つきの中央コミュニティセンターを開設いたしました。

同時に、同じ「まちづくり交付金事業」として根古屋中央線の道路の拡幅整備を行い、ついに本量寺大門通りに達して、平成21年度末に事業を完了いたしました。

かくして3つの特別養護老人ホームも備わり、6つのコミュニティセンターとかも川荘、ゆきつばき荘、西加茂集会施設も完備いたしました。

多くの体育施設、文化施設も完備いたしました。

加茂山公園、粟ヶ岳県民休養地、下条川ダム公園、若宮公園、二万年前旧石器公園を初め、多くの公園も整備されてまいりました。

平成25年には若宮公園横断道路が完成し、加茂市で初めての環状線が完成いたしました。

平成18年12月21日から三条広域水道矢立配水池の完成により、加茂市民の皆様全員が粟ヶ岳の水が飲めるようになりました。

上水道につきましては、18年度に西山に完成し、19年度に上大谷と中大谷に完成して、加茂市全域をカバーすることになりました。

公共交通網につきましては、市民バスが蒲原鉄道バス路線の全てを引き継ぎ、平成26年12月には長福寺・希望ヶ丘線が開通いたしました。その結果、加茂市の市民バス路線網は一部をカバーする新潟交通観光バス株式会社と越後交通株式会社の路線とあわせて、加茂市のほとんど全域をカバーすることとなりました。

残っているのは、猿毛・小貫・駒岡・八幡・神明町・青海町、ここに加茂病院がございますが、それから加茂駅の路線でございますが、これを今年度に開通いたしたいと存じます。

スクールバスにつきましては、30台の日本一の体制となり、児童生徒の皆さんの登下校時の安全をしっかりと確保いたしております。

さて、ここまで参った加茂市でございますが、平成13年度に小泉内閣が出現してからは、県も各市町村も地方交付税交付金のうち自由に使える分を大幅に削減され、貯金を食わなければ予算編成ができない状況に追い込まれたのでございました。

臨時財政対策債も含めて地方交付税の削減は安倍第1次内閣になってからも改善されず、さらに厳しく行われることになりましたが、福田内閣が登場して20年度にようやく下げどまることになりました。

市町村合併を行った市町村は、地方交付税をこのように削減された水準から、さらにその「段階補正」によるいわゆる一本算定でさらに地方交付税を削減されるのですから、まことに「泣き面に蜂」の状況であります。

地方交付税交付金の中で加茂市が自由にできる金は、平成19年度までの小泉内閣と安倍第1次内閣の6年間に毎年来る金が10億3,000万円も減らされることになりました。

小泉・安倍両内閣によって減らされた毎年の10億3,000万円は、市職員の半分に近い147人分の人件費に相当する法外な金額であります。

こうした中で加茂市は、やむを得ず極めて好ましくない人員削減と大幅な経費削減を行いながら、福祉、商工業支援、農業支援、諸団体等に対する補助金等、市民の皆様に直接関係する予算は一切削減せず、市政の高い水準を堅持いたしました。しかしながら、加茂市も他の市町村と同様に貯金を食わざるを得ず、小泉内閣が出現した平成13年度に18億5,000万円あった貯金的基金の総額は、平成20年度末には2億3,300万円となったのであります。

なお、貯金はゼロになっても翌年度の予算を食う「繰り上げ充用」が認められ、加茂市の場合、その繰り上げ充用が14億円まで認められております。

一方、これまで加茂市は高い市政の水準を落とさず、堅持しながら、県内で人口に対して職員数の割合が極めて少ないまち、すなわち行政改革の極めて進んだまちであるにもかかわらず、毎年何人退職しても2人くらいしか採用しないという職員のさらなる人員削減を行いました。その結果、平成13年度当初に332人だった常勤の職員の数には28年度末には230人となって、102人の人員削減を行ったこととなります。

このように加茂市は知恵を絞って必死に経費節減を行い、また極力国のお金を使って事業を行うようにしてまいりました。

その後の福田内閣、麻生内閣、鳩山内閣は、地方交付税を合わせて5億5,000万円ふやしてくれたのであります。

特に民主党の鳩山内閣は地方重視と弱者重視の政策をとり、加茂市が自由に使える交付税交付金を22年度の普通交付税分だけで2億6,000万円増額したのでございました。

ところが、その後を継いだ菅内閣と野田内閣は平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対処することもあって再び緊縮財政政策をとり、地方交付税の大幅削減を行ったのでございました。

その結果、野田内閣の末期までに加茂市が自由にできる地方交付税は、平成13年度から見て5億9,000万円削られたままとなりました。

平成24年暮れの衆議院選挙で自民党が勝利し、安倍内閣が誕生いたしました。

ところが、この安倍内閣は平成26年度末までに加茂市が自由にできる地方交付税を1億3,400万円も削ってしまいました。このほかに平成26年度から制度的に加茂市に来なくなった普通交付税、これは下水道の高資本対策費でございますが、これが3,500万円ありますので、結局平成13年度以来平成26年度末までに加茂市は地方交付税交付金を毎年ベースで、毎年7億6,000万円削られたことになります。

その結果は、他の市町村同様ひどいもので、加茂市の貯金、すなわち貯金的資金は、26年度末には3,577万円にまで減ってしまいました。

しかし、27年度に安倍内閣は地方交付税交付金と地方消費税交付金を合わせて加茂市が自由に使える分を2億5,000万円ふやしてくれましたので、平成27年度末におきましては平成13年度以来4億9,800万円ほど削られたままとなります。

このように加茂市の財政状況は平成27年度に大きく好転いたしましたが、まだまだ厳しい状況で、翌年度への繰越金もできるだけ多く確保せねばなりませんので、27年度末の貯金は7,582万円となりました。

そして、28年度末の貯金は2億100万円まで増加する見込みであります。

加茂市は、福祉を初め健康施策、商工業保護、農業保護、教育、文化施策、体育施策、道路、河川、自然環境保全等、万般にわたり日本のトップクラスをと心がけてきたまちでありますので、当然出費の多いまちであります。そして、これを、健全財政を維持しつつやり遂げていくことが肝要であり、加茂市はこのことに成功してきたわけであります。

このように高い市政の水準を維持しつつ、平成29年度末には2億4,100万円ほどの貯金を保有して、豊かな財政運営を行っていくことになります。

そして、平成30年度には起債の返済額が1億5,500万円も減り、その後も起債返済額が減ってきますので、財政はますます楽になり、第四平成園等のビッグプロジェクトを実現していくことになります。

さて、平成24年暮れに誕生した第2次安倍内閣は、前回の政策とは正反対のある種の拡大財政政策を取り、2%のインフレ目標を掲げて、日銀による無制限に近い金融緩和に乗り出しました。

この3本の矢と称して大胆な金融緩和、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を標榜する安倍内閣の出現により、たちまち円は下がり、株は上がる結果となりました。

この安倍内閣の経済政策は、私が着任以来主張してきたところと一部合致しておりまして、安倍総理が断固としてこの政策を推進され、断固として日銀引き受けの国債発行を断行し、消費税増税を凍結して日本の大繁栄を実現されて、少子化までも脱却されることを祈念してやまなかったのでありますが、実際は、安倍総理は日銀引き受けの国債発行は行わず、消費税増税を断行し、日銀が、市中銀行が日銀に預けている当座預金から利息を取るいわゆるマイナス金利政策を実行したその結果が不透明で、さらに中国経済の悪化やヨーロッパの経済的混乱等が世界的な景気後退を来しており、マイナス金利政策はやめる方向になったようですが、アベノミクスと称する経済政策は前途多難な状況となっております。

さらに加えて、平成29年1月に就任したトランプアメリカ大統領はアメリカ第一主義を掲げて、保護貿易主義と不法移民の排斥政策をとりつつあります。トランプ大統領の拡大財政政策はよいと思うの

ですが、アメリカの今後も、それが世界経済と日本経済に与える影響も不透明であります。

他方において、安倍総理の海外派兵を強行する軍事政策は国民を不幸にし、国を危うくするものでありますので、大変心配をしているところであります。このことについては、後で述べることにいたします。

そこで、平成 29 年度予算でございますが、一言で言えば「高い水準の市政を堅持しつつ、病児保育園の建設、全小中学校の教室の冷房化、全市営体育館の冷暖房化、北コミュニティセンター建設、猿毛―加茂駅間の加茂川右岸の市民バス路線の開通、七谷の堰の川の地下分水路の建設、須田の広域農道の延長、消防団員の出勤手当等の県内最高額への増額等のたくさんの重要政策を実現して、市民の皆様お一人お一人を最大限にお幸せにする黒字予算」であります。

平成 29 年度当初の一般会計予算総額は 139 億 4,000 万円で、対前年 5 億 6,900 万円（4.3%）の増額でございます。28 年度は 133 億 7,100 万円でありました。なお、民間の金融機関からの借入金で 10 年の期限が来たときにさらに借りの約束になっている借換債を除く実質の比較では、平成 29 年度当初予算は対前年 4 億 4,210 万円（3.3%）の増額となっております。

また、加茂市が負担する支出であるいわゆる一般財源は、28 年度の 79 億 8,800 万円に対し、29 年度は 79 億 6,100 万円ですので、2,700 万円（0.3%）の減額となっております。

このたびの加茂市の平成 29 年度一般会計予算は、4,000 万円の黒字予算であります。

この予算により加茂市の貯金、すなわち貯金的基金の合計は、平成 29 年度当初には 2 億 100 万円ですが、29 年度末には 2 億 4,100 万円まで増加する見込みであります。

次に、一般会計と各特別会計の予算総額を単純に合計した額は 236 億 7,100 万円で、対前年 2.9% の増額でございます。28 年度は 230 億 1,100 万円でありました。

平成 29 年度当初の一般会計予算総額 139 億 4,000 万円には、加茂市の制度融資の利子補給のための預託金とするため、市が金融機関から一時借り入れする 27 億 1,700 万円が含まれておりますので、これを除くと加茂市の実質的な予算総額は 112 億 2,300 万円となります。

歳入予算の構成比は、自主財源が 45.5%、依存財源が 54.5% となっておりますが、ただいま申しました一時借り入れする預託金分を除いて考えますと、実際は自主財源の構成比は 32.4%、依存財源は 67.6% となります。

これが現実の加茂市の実態であり、日本海側の市町村の一般的な姿であります。したがって、国が市町村にお金をよこさない場合は、日本海側等の相対的に貧しい地域を直撃することになるのであります。

しかしながら、加茂市は自分の金は極力使わず、国と県の金を大量に使わせていただいて豊かな市政を運営してまいったところでありまして、加茂市の財政状況は良好で、健全であります。

公債費比率から国の負担分を除いた加茂市の負担分を示す指標である起債制限比率は 8.2% で、理想的というよりは、むしろ少な過ぎる状態であります。一応の注意ラインである 15% に比べ、低過ぎると言ってもよろしいと思います。

特別会計も含んだ起債制限比率ともいうべき実質公債費比率は 11.7% で、これもまた良好な状態にあります。一応の注意ラインである 18% を大きく下回っております。いわんや財政再建団体になる 35% とは無縁のことです。

市債残高は、その大半が国の負担分であって、加茂市の負担分は少ないのですが、こうした国の負担分を含めての市債残高も平成10年度に最高146億円あったものが、29年度末には100億円に減ります。しかも、この100億円のうち、加茂市が負担する分は33億円にすぎません。残りの67億円は、全て国が負担してくれる分であります。

加茂市の借金、すなわち市債残高のうち加茂市が負担する分は、平成10年度末81億円、21年度末51億円、22年度末50億円、23年度末52億円、24年度末50億円、25年度末47億円、26年度末43億円、27年度末38億円、28年度末35億円、29年度末33億円と、19年間に59%も減りました。

なお、地方交付税交付金そのものであり、返すときに全額国が出してくれる臨時財政対策債が随分たまり、加茂市においても51億円に達しております。これは、実質借金ではありませんので、これを除くと加茂市の市債残高は49億円となります。

経常収支比率は99.0%で、これが相当高いということは福祉や教育や産業の支援や下水道に力を入れているまちであることを示し、また国の金を大量に導入しているまちであることを示しておりますので、これまた理想的な状態であります。

次に、安倍政権は26年度に地方創生と称して地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を加茂市に1億391万7,000円交付してきました。この交付金は、平成26年度補正予算に計上して27年度に繰り越して使用するものですが、国は27年度にさらに1,000万円追加交付してきましたので、この交付金の合計は1億1,391万7,000円となります。そして、この交付金は地域消費喚起・生活支援型5,871万6,000円と地方創生先行型5,520万1,000円から成っております。

この地方創生交付金をどのように使うかについては、内閣府に地方創生推進室という室が置かれ、各市町村は実施したいプロジェクトを一つ一つこの地方創生推進室に伺いを立てて、その了解をとり、あるいは修正してもらったりしながらやっていくというやり方がとられました。

ところが、この内閣府地方創生推進室には極めて優秀な国の官僚が多数配置されておまして、伺いを立てるたびに、すぐに的確な返答が参りました。

殊に加茂市は、他の市町村ではやっていない先進的な事業をたくさんやっておりますので、これらの事業をこの地方創生交付金でやりたいといって伺いを立てると、ほとんど全てオーケーの返事が返ってまいりました。

このようにして平成27年度に加茂市が実施した地方創生交付金事業は、次のとおりであります。

まず、地方消費喚起・生活支援型であります。これが5,871万6,000円です。これに含まれるものは、まずプレミアム商品券、これは3割のプレミアムがつきますが、これが3,500万円、農機具購入費補助が871万6,000円、在宅介護料・看護料の無料化、これが1,500万円です。

もう一つの分野であります地方創生先行型、これが5,520万1,000円ありまして、不妊治療、妊産婦医療費、子ども医療費、私立幼稚園・保育園運営費補助、以上合わせて2,520万1,000円、加茂市史編さん、加茂和紙復活、中学校茶道部創設、これに700万円、たんす、びょうぶ、建具、鉄工業の販路開拓に500万円、企業の新設・増設支援に1,000万円、それから里山遊歩道整備に

800万円ということでございます。

その後の地方創生事業につきましては、各市町村が地方創生総合戦略を策定して、個々の事業について国に伺いを立てながら実施していくことになっております。

政府の要請に基づき、加茂市では平成27年10月に「加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をつくりました。その中で、次の7つの基本目標を掲げております。

(1) 国全体の施策として、国の金で育児休業を3年とれるようにすること等があります。これは、国が何としてもこれやってもらいたいということでもあります。

(2) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり。

(3) 高齢者も幸せに暮らせるまちづくり。

(4) 障害者にやさしいまちづくり。

(5) ふるさとに対する誇りを高める施策の推進。

(6) 日本人のたしなみとしての芸能教育を振興し、小京都加茂に対する愛着と誇りを涵養する。雪国に生まれ育った人間のたしなみとしてのウインタースポーツの教育の振興。

(7) 農業の振興。

以上であります。

28年度の個々の地方創生推進交付金事業につきましては、今まで申し上げましたのが27年度まででございますが、28年度の個々の地方創生推進交付金事業につきましては、この総合戦略に基づき、13項目について3,405万円の事業を実施いたしました。その50%を国が負担いたしました。

また、29年度の個々の事業につきましては、同じくこの総合戦略に基づき、17項目について4,600万円の事業を実施する予定で、その50%を国が負担いたします。

以上のように加茂市の財政状況は、加茂市政の高い水準を堅持していくことができるものであって、豊かで、良好で、健全でございます。夕張市とは正反対の状況であります。

ただいま御説明した予算を前提として、平成29年度の加茂市政の重点について申し上げます。

平成29年度におきましても市民中心の真の民主的市政をさらに推進し、これまでに到達した市政の高い水準をさらに高め、充実させてまいりたいと存じます。

「市民と市長のよもやま話の日」には市民の皆様がおいでになり、本当に感謝しております。本年度も市民の皆様方のお越しを心からお待ち申し上げます。

また、地元選出の衆参両院議員、県議会議員並びに市議会議員の皆様方の御支援も仰ぎながら、国・県と太いパイプを結んで多くの重要政策を実現してまいりたいと存じます。

平成7年12月、加茂市は「非核平和都市」を宣言いたしました。私は着任以来、日本国憲法の平和主義の旗を高く掲げて前進することを宣言し続けてまいりました。

ところが、小泉内閣と第1次安倍内閣の政策はまことに憂慮にたえないものがあり、憲法違反のイラク出兵を行い、憲法改正までもが行われようとした。民主党政権の誕生の結果、憲法改正の切迫した危機は回避されましたが、再び第2次安倍内閣が登場いたしましたので、重大な危機が到来いたしました。

早速安倍総理が行ったものが、現憲法の解釈による集団的自衛権の容認の企てでありました。

私は、これは憲法違反であるとして2度にわたって安倍総理に意見書を提出し、これを全国会議員に

送付いたしました。

幸いに連立を組む公明党が自民党案を精いっぱいトーンダウンさせました。

その結果、閣議決定されたものは、もはや集団的自衛権ではなく、個別的自衛権であると私は前述の意見書で述べた次第です。

今後この閣議決定が火種となってエスカレートし、憲法違反の集団的自衛権が出現して平和憲法が改正されたと同じ結果とならないよう、力を尽くしてまいりたいと思います。

安倍総理の企ては、いわゆる「平和安全法制整備法」と「国際平和支援法」として国会に提出され、全国的に違憲論と反対運動が巻き起こる中で、平成27年9月19日に成立いたしました。

「平和安全法制整備法」の中で「自衛隊法」の改正にかかわる部分が「現憲法の解釈による集団的自衛権の容認」に関するものでありますが、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」の改正にかかわる部分に国連平和協力業務（PKO）の1つとしていわゆる「駆けつけ警護」が加えられたことにより、自衛隊員の生命の危険が増すことになりました。

一方、みんなが集団的自衛権に気をとられている間に成立した「国際平和支援法」は、極めて危険な法律であります。これは、何らかの国連決議さえあれば、自衛隊員をアフガニスタンであろうが、イスラム国であろうが、世界中のあらゆる紛争の場所に投入できる危険な法律であります。後方支援に限られるとしても、武器の輸送も任務の中に入っており、現代の戦争は中東の現状を見てもわかるように、正面も後方ありません。特に補給や輸送等の後方支援は戦争の最も重要な部分であり、最も攻撃を受けやすい部分であります。

もしこの「国際平和支援法」が発動されるならば、自衛隊に大量の戦死者が出て自衛隊に入る人がなくなり、徴兵制へとつながっていくことを危惧いたします。

今や日本の歴史の大きな曲がり角であります。日本が平和で民主的で繁栄する国であり続けるのか、それとも全体主義、ファシズム、軍国主義の国となって、国民は徴兵制のもとで、海外で血を流し続け、やがて没落していく国となるのかの分かれ道であります。

現在日本は、憲法と両立する形で自衛隊という名の軍隊を持つに至っております。現憲法第9条第2項には、いわゆる「芦田修正」が施されておりますので、日本は自衛のためには軍備が持てることになっているのであります。したがって、軍備を持つために憲法を改正する必要はないのであります。尖閣諸島の問題などで国防が不安になれば、平和憲法のもとで軍備を強化すれば、それでよいのであります。そして、一方でこれまでに平和憲法が果たしてきたもう一つの役割が強く認識されるようになっているのであります。すなわち、平和憲法がなかったならば、日本は間違いなく朝鮮戦争にも、ベトナム戦争にも、湾岸戦争にも派兵させられていたであろうということでもあります。

ここで憲法を改正するということは、国民が徴兵制のもとで海外での戦争に狩り出され、血を流し続けることになることを意味するのであります。今や平和憲法は、国の宝であります。平和憲法が存在する限り国民が海外で血を流すことはなく、日本は永遠に安泰なのであります。人類歴史上落とされた2発の原爆のその2発の全ての惨害を受けた日本の平和国家としての立場は極めて強固なものであり、全ての世界の国が理解していることなのであります。私は、29年度におきましても断固として平和憲法を守り抜く決意であります。

以下、加茂市平成29年度当初予算（案）概要に掲げさせていただきました平成29年度当初予算編

成方針を読みながら御説明申し上げます。

平成29年度当初予算編成方針。

1 県内トップの子ども医療費の無料化、保育料の大幅軽減、手厚い健診・予防接種等の低年齢世代に対する支援と、これが低年齢世代に対する支援でございます。それから、県内で一番安い介護保険料、無料の在宅介護・看護、70人のホームヘルパー、手厚い健診・予防接種等の高齢世代やその他の世代に対する支援をあわせて日本一の福祉の水準を堅持する。

2 新県立加茂病院の産科と病児保育施設については、加茂市の要望どおり産科優先の個室20室を確保し、加茂病院の隣接地に加茂市・田上町が病児保育施設を建設することになった。その実現を初め、立派な病院をつくることに全力を尽くす。

3 白根と並ぶ新潟県の2大果樹産地である加茂市の果樹産業が壊滅の危機に陥っていることが判明した。加茂市の果樹園の45%が信濃川の河川敷の中にあり、その果樹農家は3年ごとに国土交通省から河川占用許可をもらっている。その際、平成11年度に「果樹の新植、補植は禁止する」という条件をつけられていたことが判明した。厳しい闘いであったが、この条件を撤廃させることに成功した。今後とも果樹農家を守り抜く。

4 加茂病院敷地の隣接地に田上町と共同で病児保育施設を建設する。29年度中に完成する。このため加茂市・田上町消防衛生組合を加茂市・田上町消防衛生保育組合に改編し、予算を計上した。(国・県が建物建設費の22.92%を負担するが、国が維持運営費を大幅に負担する。)

5 加茂市の全小学校7校と全中学校5校の12校の教室を冷房化する。平成28年度の国の補正予算で認められて着手した。夏までに完成と運用開始を目指す。(所要経費の3分の2を国が負担。)

6 加茂市営の全体育館、すなわち市民体育館、勤労者体育センター、下条体育センター、須田体育館、屋内ゲートボール場を冷暖房化する。(所要経費の7割は国が負担。)

なお、加茂市は2020年の東京オリンピックでの外国選手の練習場として、体操トレーニングセンター(体操)、勤労者体育センター(新体操)、下条体育センター(柔道、空手道)への誘致を計画しているが、冷房装置があることが採用条件とされている。

7 都ヶ丘に隣接する高台の赤谷の公園のところに北コミュニティセンターを建設する。(国が経費の40%を負担。残額の75%は20年の起債。29年度中に完成。)

8 若宮中学校にエレベーターを必要とする生徒さんが入学するので、同校にエレベーターを設置する。平成28年度の国の補正予算で認められて着手した。本年4月末の完成を目指す。(所要経費の3分の2を国が負担。)

9 下条小学校、石川小学校、葵中学校、勤労青少年ホーム、母子健康センターの非常階段を新しくする。(所要経費の70%を国が負担。)

10 加茂市内で市民バスが運行されていない唯一の地域である猿毛―小貫―乳倉子―駒岡―八幡―上条―神明町1丁目―神明町2丁目―青海町、ここに加茂病院があります、加茂駅の区間に市民バスを運行する。本年12月運行開始を目指す。

11 新町雁木通り商店街の整備を推進する。他目的広場建設の準備も進める。

12 ホームヘルパーの給料を国の支援を受けて大幅に増額する。

13 消防団員の出勤手当、その他の手当を県内最高額にまで引き上げて、その労に報いる。

給料のほうは、平成30年度にやはり県内最高額に持っていくべきではないかと思っておりますが、30年度にですね、29年度は手当のほうをやると、そういう予算案でございます。

14 大地震の際の救出作業のため、消防団の32の各部に対し、強力なカッター（チェーンソー）の配備に着手する。

とりあえず各分団に1つずつ配備して、29年度は7個という予算案でございます。

15 七谷の堰の川の地下分水路を建設する。極力平成29年度末、すなわち今年度末完成を目指す。

16 須田の広域農道の国道8号線までの延伸工事に着手する。

これは、最後のところを県がやってくれないうちに新潟市が政令指定都市になってしまって、県が、手が出せなくなってしまいましたので、加茂市の分はしょうがない、加茂市がやると。新潟市の分は、新潟市にお願いしますということでございますが、これは国が何もかにもで65%ほど出してくれますので、それを利用しながら国道8号線までせつかくの広い広域農道、あそこまで、田中まで行きましたので、延伸工事を、県を頼まずに加茂市が加茂市の分はやって、新潟市には新潟市の分をやっていたらこうというものであります。

17 地方創成政策を推進する。このため国からできるだけ多くの交付金がもらえるよう努力する。

18 第三平成園が完成し、施設介護を必要とする人は全員介護施設に入所できることになったが、その後既に待機者が始まっており、今後施設介護を必要とする人が大幅に増加するので、第四平成園の構想の策定の準備をする。

19 いわゆる「ふるさと納税」（ふるさと寄附金）を本格的に開始する。

20 平成28年度末の国民健康保険特別会計の収支残高の赤字は減って2億5,041万6,000円となる見込みである。

国民健康保険特別会計の赤字は他の特別会計同様、翌年度予算を充てる「繰り上げ充用」が認められているので、会計上の問題はない。

一方、平成30年度以降は県が国民健康保険を所管することになる。実際は、これまでのように各市町村が国民健康保険特別会計を持って運営していくことになるが、保険料率については各市町村ごとの新しい料率になる。

そこで、加茂市といたしましては国の支援を受けたり、いろいろな措置を行いながら、知恵の限りを尽くして引き続き国保加入者の皆様方のお幸せをしっかりと守ってまいりたいと思います。

21 天神林浄水場等の電気計装施設を更新する。

22 平成31年新潟県で開催予定の国民文化祭への参加を目指す。加茂市では、全日本民謡大会を開催してはと思っております。

23 不燃ごみの収集を月2回にふやしたが、これを堅持する。

24 女性が安心して子供を産み育てることができる加茂市をつくるため、全力を尽くす。

25 小京都加茂市の自然の行き過ぎた破壊を防止する。

26 労働界と定期協議を行いながら、全力を挙げて支援する。

27 複雑な経済情勢の中、最大限に市民の皆様と企業をお守りする。

国の有利な借りがえ保証制度等を支援し、無担保、無保証人の小口融資をしっかりと行う。中小企業

経営安定資金を十分に提供する。

28 大豪雨に備え、信濃川にもう一本分水を増設するため力を尽くし、加茂川と下条川の堤防のかさ上げの工事を推進する。県は、加茂川下流の堆積土砂を全部とることを約束した。下条川上流部の川幅拡大工事を推進する。整備した災害対策本部中央指揮所の器材を十分に活用する。

29 信濃川の右岸の土手の山島から天神林までの1,200メートルがまだかさ上げされておられず、国はかさ上げを約束しているが、これを早急に行ってもらようよう全力を尽くす。

30 国の新しい方式に基づく洪水ハザードマップを国土交通省北陸地方整備局及び新潟県土木部と協力して、新潟県で初めて作成する。

31 小京都加茂の新しいシンボル、加茂大橋をしっかりと維持運営する。

32 消費税率の引き上げに伴う国からの低所得者への臨時福祉給付金(1万5,000円)の給付を円滑に行う。

33 県内トップの子ども医療費助成を行う。すなわち、入院は高校卒業まで完全無料とし、通院も高校卒業まで原則無料とする。

34 妊娠希望の女性及び妊婦の家族に対し、風疹ワクチン接種及び抗体検査を無料で実施する。

35 市民バスの運行を十分に行う。上黒水にも行くようになり、長福寺・希望ヶ丘線も開通した。残る猿毛―小貫―乳倉子―駒岡―八幡―上条―神明町1丁目―神明町2丁目―青海町(加茂病院)―加茂駅の区間の路線を開通する。本年12月運行開始予定。これでバス路線が加茂市中に行き渡る。

36 国道403号バイパスの建設を推進する。これまでの加茂大橋の予算がこれに向けられるよう努力する。下条矢立境線までが完成したので、その先の整備を推進する。

37 かさ上げされた信濃川両岸の堤防の上に対面通行の市道の整備を完了した。これをしっかりと維持管理する。

38 県道出戸村松線(大谷)、県道天神林上条線(若宮町―長福寺間)、県道宮寄上加茂線の宮寄上地内の拡幅整備を推進する。特に県道天神林上条線については、若宮公園横断道路が完成したが、これは本格的な交通のための道路ではないので、県道の開通を急ぐ必要が強くなっている。

39 下条地域内の県道天神林上条線は拡幅できるところを拡幅する。

40 下条矢立境線の交差点の改良と歩道整備を行う。

41 黒水・土倉線のさらなる整備を常に念頭に置く。

42 都ヶ丘と学校町を結ぶ幹線道路の建設の準備を行う。

43 赤谷幹線の道路改良工事を行う。

44 舞台八幡線の道路改良工事を行う。

45 世界のトップクラスの変速機メーカーである株式会社日立ニコトランスミッションまで大型トレーラーが通行できるようにするため、新福島線の設計を行う。

46 希望ヶ丘バイパス建設の準備を行う。

47 猿毛山ドリームライン建設の準備を行う。

48 道路新設・改良事業と水路改良事業を着実に進める。

49 基幹林道今滝竜鳥越線につながる新規建設の林道大皆川線(6カ年計画)が完成したので、しっかりと維持運営する。

- 5 0 基幹林道今滝冬鳥越線の整備を 2 6 年度に完了したが、その他の林道の整備も着実に推進する。
- 5 1 大正川の国道 4 0 3 号線下拡幅工事が完了し、上流の家屋の浸水の危険は大幅に減ったが、さらに上流の拡幅を県に要請する。完成した大正川の川口の排水機場のポンプの増設を目指す。
- 5 2 下条川への下条排水機場をしっかりと維持運営して、西加茂の水を排水する。
- 5 3 国により移転改築された川西排水機場を円滑に運営する。
- 5 4 日本歴史上最大級の英雄、賀茂次郎源義綱公の墓所の修理が完了したので、しっかりと維持する。
- 5 5 信濃川河川敷の「桃の花公園」の今後の工事の準備を進める。
- 5 6 若宮町 2 丁目の急傾斜地崩壊防止事業を推進する。
- 5 7 廣円寺裏の危険箇所の大規模改修工事が終了し、そこにユキツバキを植え終わったので、その育成を行う。
- 5 8 消防団と地域消防が火災・水害等で出動した場合に炊き出しを行って食事を提供する。
- 5 9 消防・救急の充実に努め、消防団員の皆様を高く処遇する。消防団員の出動手当、その他の手当を県内最高額として、その労に報いる。新たに装備した救助資機材搭載型積載車を初めとする消防団拠点資機材を活用して防災力をさらに高める。大地震の際の救出作業のため、消防団の 3 2 の各部に対し、強力なカッター（チェーンソー）の配備に着手する。
- 6 0 加茂地域消防で通常運行する 4 台の高規格救急車の力を最大限に発揮するよう力を尽くす。
- 6 1 加茂警察署の廃止を阻止し、守り抜く。
- 6 2 日本一の福祉と児童福祉のまちを堅持する。
- 6 3 日本のトップクラスの健康施策のまちを堅持し、予防接種の全額助成を十分に行い、健診をしっかりと行う。人工透析の交通費を支援する。加茂市の独自の健診は、前立腺がんと心電図である。加茂市の大腸がんの便潜血検査は無料の郵送方式として、検診を容易にしている。
- 6 4 日本一商工業が守られているまちを堅持する。
- 6 5 日本一農業が守られているまちを堅持する。
- 6 6 日本一自然環境が守られているまちを堅持する。
- 6 7 スクールバス 3 0 台の日本一の体制を初め、高い教育施策の水準を堅持する。各小中学校の施設の維持管理に力を尽くす。全小中学校の教室を冷房化し、下条小、石川小、葵中の非常階段を新しくする。
- 6 8 文化会館の耐震診断を行う。
- 6 9 西小学校における複式授業を回避する。
- 7 0 国の政策に合わせて小学校 5・6 年生と中学校の英語教育を充実するため、教材を十分に整えるとともに A L T（外国人教師）を堅持し、車もしっかりと支給する。
- 7 1 平成 2 4 年度から中学校で武道が必修となったが、生徒各位が安心して授業を受けられるよう、今年度も多種目から選択できる武道の授業を行う。
- 7 2 加茂市の奨学金を十分に提供する。
- 7 3 日本有数の温泉「加茂美人の湯」を豊かに運営する。

- 74 ホームヘルパー70人と在宅介護料・看護料無料を堅持する。
- 75 県下20市中最低クラスの保育料を堅持する。
- 76 月5,000円から1万5,000円の児童手当をしっかりと支給する。
- 77 消雪パイプの改修を進める。
- 78 防犯灯の設置を進める。
- 79 加茂和紙の紙すき技術保存振興事業を推進する。
- 80 5割に近い減反と米価の大幅下落等で未曾有の苦難の中にある加茂市農業を守るため、引き続き農機具購入費補助等の施策を推進する。補助率は、平成28年度と同様とする。すなわち、20%とするが、全く減反しなかった方は15%とし、減反した率に応じて補助率を決めるものとする。
- 81 日本農業を壊滅させるTPPと農家の数を10分の1にまで減らして農村を崩壊させることを目指す国の農政に反対する。
- 82 前政権がつくり上げた所得補償制度は、相当によいものであった。これを崩してしまうことに強く反対する。
- 83 無傷で存続させることができた株式会社日立ニコトランスミッション（旧株式会社新潟鐵工所加茂工場）と存続させることができた株式会社アスコテック（旧丸五技研）等並びにこれらの下請・孫請企業を支援する。
- 84 加茂市の全企業を全力を挙げて支援する。
- 85 企業誘致に努め、誘致した大野精工株式会社等を大切にし、支援する。28年度から企業設置奨励金を増設・移設の場合も新設同様、3年間固定資産税と都市計画税額の100%の交付とした。
- 86 東芝ホームテクノ株式会社、株式会社日立ニコトランスミッションを初め、あらゆる企業を全力で支援する。
- 87 商工業を懸命に支援して、その繁栄を図る。
- 88 各業界を強力に支援する。
- 89 商店街を守り抜く。
- 90 加茂市の商店街を守るため、平成21年に制定した郊外型大型店の新規出店を阻止する条例を堅持する。
- 91 （旧）まるよし五番町店の場所に開設した食料品スーパーと中央コミュニティセンターを円滑に運営する。
- 92 たんす・建具を中心に木工業の国内販路開拓を推進するとともに、海外販路も開拓する。
- 93 失業者の救済に全力を尽くし、やむを得ざる場合は生活保護をもって対応する。
- 94 シルバー人材センターをしっかりと支援する。
- 95 光ファイバーサービスと携帯電話が市の全域に通じたので、この高い水準を堅持する。
- 96 乳幼児のヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、日本脳炎ワクチン、B型肝炎ワクチン接種の全額助成を十分に行う。インフルエンザ予防接種の65歳以上高齢者全額助成と幼児・児童の1回目接種の全額助成をしっかりと行う。高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの予防接種を推進する。
- 97 幼児、児童、生徒の人権をしっかりと守る。

- 9 8 子供たちに熊よけの鈴を無料配布し、市民の皆様にも販売する。
- 9 9 妊産婦医療費の原則無料を堅持し、不妊治療を支援する。妊婦健康診査料の助成をしっかりと行う。
- 1 0 0 白血病治療の骨髄移植ドナーの入院、通院を強力に助成する（1日2万円）。推進団体である「骨髄バンク命のアサガオにいがた」を支援する。
- 1 0 1 国民健康保険加入者の人間ドック健診料の約7割を補助する（年齢も「30歳以上」に拡大している）。
- 1 0 2 学校、公共施設、公園、公共トイレの洋式化をさらに進める。
- 1 0 3 日本有数の体操トレーニングセンターと市営サッカー場を円滑に運営する。新体操教室をしっかりと支援する。
- 1 0 4 加茂スキークラブのジュニア育成を支援する。
- 1 0 5 温水プールのすぐれたコーチによるスイミングスクールを発展させる。
- 1 0 6 冬鳥越スキーガーデンを充実し、蒲鉄の電車と電気機関車（文化財）を大切に保存し、展示する。バラ園、花時計を充実し、菊花展も行う。
- 1 0 7 加茂山公園、栗ヶ岳県民休養地、下条川ダム公園等を豊かに維持運営する。
- 1 0 8 若宮公園の整備を推進し、二万年前旧石器公園を円滑に運営する。
- 1 0 9 小京都加茂市全体を憩いの場として整備する。
- 1 1 0 「小京都加茂のハイキングコース」を編さんしつつ、コースを整備する。
- 1 1 1 栗ヶ岳登山道、里山遊歩道の整備と川の中の木の伐採をさらに推進する。
- 1 1 2 加茂美人の湯の運営に合わせて、栗ヶ岳登山を支援する。
- 1 1 3 交通安全施設の整備を大幅に進める。
- 1 1 4 小中学生の自転車交通事故の防止に全力を尽くす。
- 1 1 5 下条と大谷と高柳の整備された圃場をしっかりと維持運営する。
- 1 1 6 宮寄上、小乙、岩野でございますが、宮寄上の圃場整備を推進する。
- 1 1 7 下水道の整備は、財政が許す最大規模で推進する。
- 1 1 8 県下20市で最低の水道料金を堅持する。西山、上・中大谷に整備した上水道を円滑に運営する。天神林浄水場等の電気計装施設を更新する。水道会計は、間もなく起債償還額が急激に減り、財政状況が極めて楽になる。
- 1 1 9 全ての加茂市民が栗ヶ岳の水が飲めるようになった水道を円滑に運営する。
- 1 2 0 サラ金等に対する対策として、消費生活相談窓口をしっかりと運営する。
- 1 2 1 旅券発給業務を円滑に行う。
- 1 2 2 障害者総合支援法の施行に伴う事業を充実させる。
- 1 2 3 後期高齢者医療広域連合が的確に運営されるよう全力を尽くす。
- 1 2 4 デイサービスとショートステイを十分提供する。
- 1 2 5 第3子以後のお子様に誕生祝金10万円を贈呈する。
- 1 2 6 好評の6つのコミュニティセンターとかも川荘、ゆきつばき荘並びにいわゆる「百円風呂」を快適に運営する。

1 2 7 須田中央公園内の「憩いと遊びの広場」の施設、上条の「乳幼児あそびの広場」の施設とともに快適に運営する。

1 2 8 市内の全ての子供の遊び場を市がしっかりと維持管理する。

1 2 9 知的障害者通所施設「雪樺の舎（いえ）」を全力を挙げて支援する。

1 3 0 知的障害者援護施設の建設を常に念頭に置く。

1 3 1 小中学校の特別支援学級をしっかりと支援する。

1 3 2 私立保育園・認定こども園をしっかりと支援する。

1 3 3 児童館をしっかりと運営する。29年度からは、石川小学校に集中して土曜日開館を行う。

1 3 4 チャイルドシート購入2割補助を継続する。

1 3 5 公立保育園の園児バスを円滑に運営する。

1 3 6 小中学校のパソコン教育を推進し、インターネットの活用を進める。

1 3 7 小中学校の教職員に各人1台ずつ市からパソコンを提供する。

1 3 8 小中学校の給食のお米を全て加茂産のコシヒカリとする制度を継続する。

1 3 9 七谷小学校のいわゆる旧校舎の水道管の更新を継続する。

1 4 0 スクールバスの運行の日本一の体制を堅持し、障害のあるお子様のためのスクールバスの運行にも万全を期する。

1 4 1 西小学校の建てかえを常に念頭に置く。

1 4 2 育成会、スポーツ少年団をしっかりと支援する。

1 4 3 ボーイスカウト及びガールスカウトをしっかりと支援する。

1 4 4 文化及び体育の充実を期する。

1 4 5 伝統文化子ども教室を支援する。

1 4 6 各中学校に茶道部を創設したので、しっかりと支援する。

1 4 7 各中学校に美術部、書道部、スキー部等を創設することを目指す。

1 4 8 「加茂川ブルース」（美川憲一）が全国版になったので、さらに全国に広める。

1 4 9 新たな加茂市史の編さん作業を進める。

1 5 0 加茂市指定文化財を保護する。

1 5 1 消防の災害救命ボート2そうを運行する。

1 5 2 大改修した加茂市・田上町消防衛生保育組合のごみ焼却炉をしっかりと運営するとともに、ごみ問題には常に的確に対応する。

1 5 3 加茂市・田上町消防衛生保育組合の焼却炉の灰を的確に処分する。

1 5 4 山に繁茂した竹を切る。

1 5 5 下条川ダムの入漁料無料を継続し、加茂市のヘラブナ放流量2トンを維持し、日本有数のヘラブナ釣りの名所として大切にする。

1 5 6 加茂川漁協に対する支援に力を入れつつ、加茂川でのアユやサケ等特定の魚以外の入漁料を無料とし、子供たちの刺し網漁も多くのある場所で行える態勢を維持する。さらに、29年度は加茂川漁協の養魚池増設を支援する。

1 5 7 市民農園の開設について検討する。

158 加茂市のパソコン化・インターネット化を推進する。

159 マイホーム支援資金の金利 1.8%を極力維持する。また、加茂市に本店を有する建築業者に発注した場合の金利は、極力 1.4%とする。いずれも固定金利でございます。

160 「桐・松の苗を植え育てる運動」をさらに推進する。

161 加茂市の山にバイオテクノロジーによる松くい虫に強い松を植える。

162 家畜堆肥処理施設の建設については、常に着手の機をうかがう。

163 上記のほか、市民の皆様の御要望を全て実現することを目標として、各般にわたり施策を進める。

164 国・県の資金を大量に導入して、豊かな市政を運営する。

以上でございます

さて、私たちは加茂市を消滅から守ることができました。加茂市は、国を亡ぼし、地方を亡ぼす市町村合併の毒牙から逃れることができました。加茂市の未来は、さん然と輝いております。合併しなかった田上町の未来もさん然と輝いております。このことは、既に明らかになってきていると思います。そして、10年後には歴然として明らかになっているはずであります。まことに市町村合併などということは、専ら国が地方へよこす金を削るために行われたものであり、小泉内閣の時代に極めて短期間の間に起こった嵐のようなものでありました。新潟県がこれに巻き込まれてしまい、全国で最も市町村合併が進んだ県になってしまったことは、返す返すも残念であります。

合併しない加茂市が合併したまちに比べて財政が豊かでありますことは、国から大幅に交付税を削られても福祉、教育、産業保護等万般にわたって高い市政の水準を堅持し続けてきたことから明らかであります。

前にも申しましたように、小泉・安倍第1次両内閣の極端な地方切り捨て政策は参院選の与野党逆転という報いを受けて幕を閉じ、福田内閣と麻生内閣は合わせて2億9,000万円の加茂市が自由に使える地方交付税を戻してきました。

さらに、平成21年9月に誕生した民主党の鳩山新政権は地方重視と弱者重視の政策をとり、普通交付税だけでも加茂市が自由に使える金を2億6,000万円ふやしました。また、加茂市は力を尽くして、平成21年度だけでも11億4,000万円の臨時の交付金を獲得することができました。かくして加茂市は、21年度において黒字財政に転換し、22年度はさらに大幅な黒字財政となり、財政上の最大の試練の時期を乗り越えることができました。

しかし、次の菅内閣は再び緊縮財政政策に転換したため、23年度当初予算は2,400万円の黒字にとどまりました。

ところが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したことを契機として、菅内閣は年度途中で加茂市に対し1億2,900万円の地方交付税、臨時財政対策債を含む地方交付税を削減してまいりましたので、平成23年度末には平成22年度末に比べて貯金が2億8,500万円減ることになりました。

平成24年度も23年度同様1億2,900万円の交付税が減らされたままでしたので、厳しい財政運営となりました。

そして、24年暮れに誕生した安倍第2次内閣は地方交付税を大幅に削減し、加茂市においても自由

にできる地方交付税が１億３，４００万円も削減され、２６年度末に貯金が３，５７７万円ぐらいに減ってしまったことは前述のとおりであります。

しかし、平成２７年度において安倍内閣は地方交付税と地方消費税交付金を大幅にふやしてくれました。それに加えて、加茂市は真にやむを得ず国の指示に従って正規職員を平成１３年度から２７年度末までに１００人以上削減したこともあり、平成２８年度当初予算は１億２，５００万円の大幅な黒字予算となり、このたびの２９年度当初予算も４，０００万円の黒字予算となって、２９年度末の貯金は２億４，１００万円に達する見込みであります。

一方、合併したまちにとっては、まだまだ厳しい試練が続きます。合併しなければ必要がなかった施設等を巨額の合併特例債でつくり、後でその３割を自己負担で返済しなければなりません。地方交付税交付金の「合併補正」という優遇措置も５年間で終わりになります。そして、合併後１０年たつと５年をかけて、段階補正という制度によって地方交付税を驚くほど減らされることになります。いわゆる「一本算定」であります。例えば県の試算によれば、「一本算定」によって毎年減らされる地方交付税交付金の額は、上越市８３億９，５００万円、佐渡市５０億５，３００万円、長岡市６２億８，６００万円、魚沼市２８億５，１００万円、村上市２４億５，２００万円、十日町市２３億６，３００万円、三条市１４億２，１００万円というものであります。

ところが、２６年度に国が方針を転換し、１つは支所に要する経費の算定、２番目、人口密度等による需要の割り増し、３番目、標準団体の面積を見直し、地方交付税交付金の単位費用に反映する等の措置を取り、「一本算定」による地方交付税削減額の約７割を補填するという措置をとりました。

市町村合併の唯一の目的が、国が地方へよこす金を大幅に削減することであったはずなのに、その７割を戻してくれたのでは、何のための市町村合併であったかわからないことになってしまい、愚かな話となりました。

しかし、やはり３割分は削減されますので、合併したまちにとっては厳しいことになります。

他方、７割分を戻してくれるということは、加茂市のように合併しなかったまちにとっても、加茂市は支所がありませんから、その分はもらえませんが、それ以外の分は大体もらえますから、その分豊かになります。

いずれにいたしましても、加茂市は厳しい中でも良好な財政状況のもとで悠々として、市民の皆様お一人お一人に対する愛情を根本として、高い理想を掲げながら英知の限りを尽くして、賢明に、冷静に、的確に市政を運営していくことになります。そして、いつまでも高い水準の市政を堅持していくことになります。

北越の小京都加茂市の未来は、ますますさん然と輝いております。みんなで力強く歩んでまいりましょう。

以上でございます。

○議長（山田義栄君） １１時１０分まで休憩をいたします。

午前１０時５１分 休憩

午前１１時１０分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第５ 第６号議案から第３３号議案まで

○議長（山田義栄君） 次に、日程第５、第６号議案から第３３号議案までを一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

○市長（小池清彦君） 御説明申し上げます。恐縮でございます。座って失礼させていただきます。

ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第６号議案は、平成２９年度一般会計予算であります。平成２９年度一般会計の予算規模は１３９億４,０００万円で、前年度当初予算に比較して５億６,９００万円、４.３％の増となっております。歳出の主な内容といたしましては、民生費が４０億５,２７０万５,０００円で全体の２９.１％を占め、一番多くなっております。なお、平成２９年度の主な事業等につきましては、施政方針のとおりであります。歳入の主な内容といたしましては、市税が２７億８,６１７万５,０００円で全体の２０.０％、地方交付税及び臨時財政対策債の合計が４３億６００万円で全体の３０.９％などとなっております。債務負担行為につきましては、中小企業特別小口資金融資に係る損失補償について、その期間及び限度額を定めるものであります。地方債につきましては、都市計画事業など１６件、総額１１億６,３８０万円の限度額等を定めるものであります。一時借入金につきましては、借り入れの最高額を４０億円に定めるものであります。

第７号議案は、平成２９年度国民健康保険特別会計予算であります。この予算の総額は３４億４,２５９万２,０００円で、前年度当初予算に比較して６６９万６,０００円、０.２％の減となっております。歳出の主な内容といたしましては、保険給付費２０億６,６９５万７,０００円などであります。これに充てる財源は、国民健康保険税５億５,８１１万２,０００円などであります。

第８号議案は、平成２９年度後期高齢者医療特別会計予算であります。この予算の総額は２億８,７２４万５,０００円で、前年度当初予算に比較して１,１１４万４,０００円、４.０％の増となっております。歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金２億７,４３７万４,０００円などであります。これに充てる財源は、後期高齢者医療保険料１億９,７２４万３,０００円などであります。

第９号議案は、平成２９年度宅地造成事業特別会計予算であります。この予算の総額は３億４,９４２万円で、前年度当初予算と同額であります。歳出の主な内容といたしましては、用地購入費３億円などあります。これに充てる財源は、財産収入３億４,８７０万５,０００円などあります。

第１０号議案は、平成２９年度下水道事業特別会計予算であります。この予算の総額は２０億５,９３９万９,０００円で、前年度当初予算に比較して６,８８８万６,０００円、３.５％の増となっております。歳出の主な内容といたしましては、補助事業５億円、単独事業５,３００万円などあります。これに充てる財源は、使用料及び手数料２億７,８９４万４,０００円などあります。地方債につきましては借り入れの限度額を、一時借入金につきましては借り入れの最高額を定めるものであります。

第１１号議案は、平成２９年度介護保険特別会計予算であります。この予算の総額は３０億４,４６２万４,０００円で、前年度当初予算に比較して１,７１０万円、０.６％の増となっております。歳出の主な内容といたしましては、保険給付費２９億３,７３６万９,０００円などあります。こ

れに充てる財源は、支払基金交付金 8 億 3,325 万円などであります。

第 12 号議案は、平成 29 年度在宅介護サービス事業特別会計予算であります。この予算の総額は 5 億 4,733 万 3,000 円で、前年度当初予算に比較して 55 万 9,000 円、0.1% の増となっております。歳出の主な内容といたしましては、訪問介護事業費 2 億 3,528 万 5,000 円などであります。これに充てる財源は、サービス収入 5 億 4,733 万円などであります。

第 13 号議案は、平成 29 年度水道事業会計予算であります。収益的収支につきましては、水道事業収益 6 億 1,640 万 6,000 円、水道事業費用 5 億 999 万 7,000 円、差し引き 1 億 640 万 9,000 円であります。資本的収支につきましては、資本的収入 2 億 5,001 万 5,000 円、資本的支出 3 億 7,415 万 3,000 円、差し引きマイナス 1 億 2,413 万 8,000 円となりますが、資本的収支不足額 1 億 2,413 万 8,000 円は、損益勘定留保資金などにより補填するものであります。当初予算における平成 29 年度末の翌年度繰越額は 8,789 万 2,000 円の見込みであります。

第 14 号議案は、平成 28 年度一般会計補正予算であります。この補正予算は、総額 7,233 万 6,000 円の増額であります。歳出の内容といたしましては、退職手当 4,275 万 5,000 円などを増額し、長期債利子償還金 2,040 万円などを減額するものであります。これに充てる財源として、地方交付税 3,102 万 7,000 円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は 141 億 5,486 万 6,000 円となります。繰越明許費の補正につきましては、都市再生整備計画事業費など 4 件について年度内に事業が完了しない見込みのため、設定するものであります。地方債の補正につきましては、退職手当債など 2 件を追加し、臨時財政対策債など 2 件について限度額を変更するものであります。

第 15 号議案は、平成 28 年度国民健康保険特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額 5,200 万円の増額であります。歳出の内容といたしましては、保険給付費 5,200 万円を増額するものであります。これに充てる財源として、国庫支出金 4,784 万円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は 38 億 45 万円となります。

第 16 号議案は、平成 28 年度下水道事業特別会計補正予算であります。この補正予算は、一般会計繰入金の精算に伴い、繰越金 1,254 万 1,000 円を増額し、同額繰入金を減額して措置するものであります。繰越明許費の補正につきましては、公共下水道事業について年度内に事業が完了しない見込みのため、設定するものであります。

第 17 号議案は、平成 28 年度介護保険特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額 2,841 万円の増額であります。これは、保険給付費 2,689 万 8,000 円などを増額し、これに充てる財源として繰越金 2,557 万 3,000 円などを増額し、繰入金 1,549 万 8,000 円を減額して措置するものであります。この結果、予算の総額は 30 億 9,367 万 8,000 円となります。

第 18 号議案は、平成 29 年度在宅介護サービス事業特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額 1,206 万 5,000 円の増額であります。これは、ホームヘルパーの処遇改善にかかわる委託料 1,206 万 5,000 円を増額し、同額サービス収入を増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は 5 億 5,939 万 8,000 円となります。

第 19 号議案は、新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。これは、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の報酬に活動の実績に応じ

た額を支給できるように措置するとともに、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の報酬額を定めるものであります。

第 20 号議案は新潟県加茂市職員の給与に関する条例の一部改正について、第 21 号議案は加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、第 22 号議案は加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成 28 年 12 月 2 日に公布されたことに伴い改正するもので、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員の改正内容に準じて育児休業等の対象となる子の範囲の見直し及び介護休業の分割取得、介護のための所定労働時間短縮措置を設ける等の見直しを行うものであります。

第 23 号議案は、新潟県加茂市税条例等の一部改正についてであります。これは、消費税の税率引き上げ延期によりまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成 28 年 11 月 28 日にそれぞれ公布されたことに伴い、改正をお願いするものであります。主な内容といたしましては、法人市民税の法人税割率の引き下げ及び軽自動車税の種別割への名称変更、環境性能割の新設などの施行日を消費税の税率引き上げ期日まで延期するというものであります。

第 24 号議案は、加茂市公民館条例の一部改正についてであります。これは、公民館須田分館競技場に冷暖房設備を設置することに伴い、使用料を定めるものであります。

第 25 号議案は、加茂市体育施設条例の一部改正についてであります。これは、屋内ゲートボール場の管理を加茂市社会福祉協議会から加茂市に移管することに伴い、同施設を体育施設に追加するため、また市民体育館、下条体育センター、屋内ゲートボール場に冷暖房設備を設置することに伴い、体操トレーニングセンターと同様に使用料を定めるものであります。

第 26 号議案は、加茂勤労者体育センター条例の一部改正についてであります。これは、加茂勤労者体育センターに冷暖房設備を設置することに伴い、使用料を定めるものであります。

第 27 号議案は、加茂市デイサービスセンター設置条例の一部改正についてであります。これは、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、加茂市が設置するデイサービスセンターの介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業の利用料を規定するものであります。

第 28 号議案は、加茂市における訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションの利用料の助成に関する条例の一部改正についてであります。これは、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、従来利用料全額助成の対象であった訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションに介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業を加えるものであります。

第 29 号議案は、加茂市における介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションの利用料の助成に関する条例の一部改正についてであります。これは、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、従来利用料助成の対象であった介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションに介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業を加えるものであります。

第 30 号議案は、加茂市介護保険条例の一部改正についてであります。これは、介護保険法施行令本則において平成 30 年度から第 1 号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準が改定されるとこ

ろ、特例的に附則により平成２９年度での前倒しが可能となったことから、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかわる特別控除額を控除した額を用いることとするものであります。

第３１号議案は、加茂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。これは、消防団員の出動手当、その他の手当を県内最高額にまで引き上げてその労に報いるため、手当額の改正をするものであります。

第３２号議案は、加茂市産業センターの指定管理者の指定についてであります。これは、加茂市産業センターにつきまして指定管理者制度により管理を委託する団体の名称及び指定の期間を定めるものであります。

第３３号議案は、道路法に基づく市道路線の変更についてであります。これは、猿毛線３号の道路改良事業により路線が延長されたことから、路線の変更をお願いするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山田義栄君） ただいま議題となっております第６号議案から第３３号議案までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたしました。

午後１時まで休憩をいたします。

午前１１時２８分 休憩

午後 １時００分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第６ 一般質問

○議長（山田義栄君） 次に、日程第６、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） １５番、樋口博務君。

〔１５番 樋口博務君 登壇〕

○１５番（樋口博務君） こんにちは。市政クラブの樋口博務でございます。３月定例会に当たりまして、最初の一般質問であります。何分久しぶりの一般質問でございます。大分緊張しておりますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、それでは通告順に従いまして、一般質問を行います。

それでは、まず最初に県医師会応急診療所についてであります。県医師会応急診療所につきましては、市長も既に御承知のとおり、県医師会が実施主体となり、平成２１年４月に開設され、既に８年が経過しようとしております。県医師会応急診療所は加茂市からも近く、開設以来多くの市民の皆さんが利用をしております。そこで、加茂市民からも参加を求める声が多く出ております。現実救急搬送は別といたしましても、加茂病院であれ、個人の医院であれ、診察時間が終われば診察はしてもらえません。祝日や夜間に子供が熱を出したり、腹が痛くなったりとかで応急診療所を利用する市民が多

くおります。残念ながら加茂市は参加していないため、利用する市民は保険証とあわせて加茂市民ですが、診察をしていただけませんかと言って、診察してもらっている市民も多くおると聞いております。肩身の狭い思いをしているという人も多くいると聞いております。また、施設整備費を負担している加茂市を除く県央の4市町村長から連名で加茂市民も年度平均で1,200人を超える利用者がおり、施設整備費の応分の負担を求める要請文を小池市長宛てに提出したと聞いております。また、市民団体からも昨年3月定例会に県央医師会応急診療所に参加を求める請願書が提出され、賛成多数で可決されております。市長の言っていることもよくわからないわけではありませんが、何分市民の医療、健康にかかわる重要な事項でありますので、ぜひとも加茂市も参加していただきますよう要望いたしますが、市長の考えをお聞かせ願います。

続きまして、小中学校の耐震補強工事についてであります。小中学校の耐震補強工事につきましては、既に小中学校の体育館並びに加茂小学校の校舎の耐震補強工事は完了しておりますが、今後耐震補強工事を実施しなければならない校舎はあと何校あるのか改めてお聞かせ願います。

また、西小学校につきましては、耐震診断は完了し、耐震補強工事を実施できる状況になっていると思いますが、今後どのようにされるのか、予定があるのかお聞かせを願います。

西小学校につきましては、既に建設用地は購入済みでもあり、市長も毎年施政方針で西小学校の建てかえは常に念頭に置くと言って当初予算でも調査費を計上しておりますが、今後の計画について改めてお聞かせを願います。

西小学校につきましては、今後耐震補強工事を実施するのか、建てかえる予定があるのか、また統合も含めまして、西地区の関係者ともよく話し合いを重ねて結論を出すようにしていただきたいと思っておりますが、市長の考えをお聞かせ願います。

続きまして、主要地方道長岡栃尾巻線についてであります。加茂大橋も完成し、年々交通量が多くなってきております。国道8号線方面に向かう車、川西地区から左折して三条方面に向かう車などで国道403号線について交通量の多い道路になっていると思っています。しかしながら、市街地からコメリ付近と川西地区から須田地区の区間につきましては歩道が設置されておりますが、コメリ付近から川西地区の間約2キロメートルはまだ歩道がありません。交通量も多くなってきておりますので、西地区から須田地区方面の皆さんが危険なので、早期に歩道の設置の要望が出ておりますので、ぜひ歩道のないコメリ付近から川西地区までの区間の歩道の早期設置を県に要望していただきたいと思いますが、市長の考えをお聞かせ願います。

以上で壇上での質問を終わり、御答弁をいただきました後に自席にて再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

まず、県央医師会がつくっております応急診療所は県央医師会がつくっているものでございまして、県央の市町村がつくっているものではございません。平成21年ごろ開設されたものではございません。恐らく昭和だと思うのです。昭和のときに開設されて、ずっと県央医師会がやっていたのです。そこへ加茂市民も行っていたのです。だから、平成21年より前に加茂市民が行ったときに、何か肩身狭そうに加茂市民でございしますが、よろしくなんて全然言っていないわけです。県央医師会でやって、加茂のお医者さんも物すごくそこへ出ているわけだから。ただ、聞いておるのは、加茂の医師会があそこ

へ参加するかどうかについては、加茂の医師会を二分するような論争があったとは聞いていますが、その結果加茂の医師会もそこへ夜順番に勤めることにしようということにして、昭和時代だと思います、あの診療所ができ上がって、加茂の医師会も三条の医師会も燕の医師会もそこへ順番に勤めていることは当時も今も全く変わりがないわけであります。だから、構成市町村なんていうものはないのです。何も加茂市民が遠慮することないのです。何で平成21年以後遠慮しなきゃならんのか、その理由全くないのです。今も現に毎年どこの市町村も金なんか出していないのだから。三条も燕も弥彦も田上もきょう現在毎年金を出していないのだから、加茂市も金を出していないのだから、何でそのときに加茂市民だけ加茂の市民でございしますが、何とぞよろしくなんて言う必要は全くないのであります。むしろ加茂市民は、平成21年に今までのところを加茂市長の了解もなしに勝手に取り壊させちゃったのです。取り壊されたら行くところないじゃないですか。そして、三条の市長が先頭に立って、ほかの4市町村を誘って金を出して、そして別の場所に建てただけの話なのです。加茂市長としてあれを壊すことに了解したわけじゃないのです。それなのに勝手に県医師会に壊させておいて、加茂の市民は別のところへ移っただけだから、そこへ行くしかないじゃないですか。基本的にそういうことなので。どうも加茂市民の皆様も毎年各市町村が金を出しておって、加茂市だけが出していないのじゃないかというふうに誤解しておられるのです。全くそういうことではないのです。

そもそも県央の市町村が合同でつくっておって、だからつくっていたり、運営したりする主体が県央の市町村であれば、毎年それは加茂市もそこに金を出さなきゃいかんでしょう。そんなのじゃないのだから。何で平成21年に私がその必要はないと言って了解しなかったものを勝手に取り壊して建てておいて、了解していなかった加茂市長に後追いで金を出せと、そう言っているだけなのです。もしこれが、私が三条市長の立場で、三条市民が加茂市民の立場で同じことをやって、私が三条の市長宛てに金を出せと言ったって、三条市民は絶対出すことに賛成しません。三条市民の気質からいったら、何言うているのだと、自分たち勝手に、加茂市長勝手にやっておいて、後で三条に金を出せとは何だと、三条市民だったらそう言います。加茂市民の方々は割合おとなしいから、そんなふうを考えておられる方がいるのかもしれませんが、それは誤解であり、しかもその動機が、これから申し上げますが、単独型の救命救急センターを三条中心でつくりたいと、そう言うから、私がそれは絶対反対だと、そういう経緯があるので、私としてはそれに応ずることはできない。2つ目の救命救急センターをつくるのなら、すなわち県央基幹病院に救命救急センター小さいのができます。しかし、足りなくなります。またもう一つつくるということになれば、それは加茂病院につくるべきなのです。全く病院の背景のない救命救急センターを、あの応急診療所をそんなものにするのは甚だ適当でない、そういうことが1つあります。

それと、私がそういう集団に加わってしまったら、今度は10時か10時半ごろ閉めてしまうああいところへ加茂市も救急患者を運び込まなきゃならなくなります。加茂市民の命にかかわる問題。私は、自分の命にかえても加茂市民の命は大事にしなきゃいかん。そういういろいろな事情があるわけがあります。

じゃ、答弁いたします。私は、他の市町村や県、国とも仲よくし、融和を保つことを第一と考え、真にやむを得ないとき以外は争わない主義であります。降りかかる火の粉は払わざるを得ず、申し上げなければならないのが残念であります。しかし、三条市長と顔を合わせるときはお互いこの話はせず、仲よくしているところであります。したがって、譲れないところは譲れず、本件については義を曲げる

わけにはいきませんが、三条の市長さんとは今後とも仲よくしてまいります。

三条の市長さんのためというか、今私は最大限にいろいろやってさしあげています。例えば三条の市長さんが、自分が中心になって期成同盟を立ち上げたい、そうおっしゃったのです。何の期成同盟か。県央基幹病院に向かう道路をよく整備してくれという期成同盟会です。それは、三条の市長さんの主たる目的は、信濃川に橋をかけるというのが主たる目的なのです。それを主たる目的として私たちも仲間に誘い込んでそういう会をつくりたいとおっしゃった。加茂市は、そこへ参加する必要はないのです、本当は。だって、亀井静香氏が便宜を図ってくれた加茂大橋があるでしょう。県央基幹病院へ行こうと思ったら、さあっと加茂大橋を渡って、そして割合細い県道だから、すいています。白根黒埼線の県道をさあっと通って新飯田まで行って8号線、8号線も割合すいている、大きいけれども、国道なのです。それをさあっと通っていけば、あつという間に県央基幹病院へ加茂市は行けるのです。行けるのだけでも、私はあえて三条の市長さん、あなた橋をかけたいのでしょうと、いろいろ効能書きの中に橋を第一に上げなさい、そうとまで言うて、率先してあの期成同盟会へ入って一生懸命出しているのをございます。そういうことで精いっぱい三条のためにも一生懸命私は頑張っています。そういうときにああいふ絶対に加茂としては譲れないものにそうしつこく言うてくる、それに対して私はしかしながら仲よくすることを基本として極力何にも言わないで来ましたが、また来る。そうすると、加茂市民の方々が誤解されて、毎年出す金を加茂市が出していないのじゃないか、とんでもない。毎年出す金なんかどこの市町村も出していないのだから、あれは黒字だから、出していないのです。そういうことを誤解されて、またそれを一部の、恐縮ですが、市会議員の人たちは加茂市民が肩身狭がっているなんて言うておられて、実際狭がっていません。そういうことで何とかして加茂市長を引きずりおろそうとなさる。しかし、これだけは引きずりおろされても私は加茂市民の命を守るために引き下がるわけにはいきません。私は、それだけの決意を持ってやっているのであります。何ら加茂市民は引け目を感じる必要はない。今までの病院、何で潰したのだ。何で加茂市に黙って潰したのだということであります。だから、行くところがないじゃないですか。したがって、市民が今そこの病院は別に毎年市町村金を出しているわけでもない。加茂のお医者様は、大勢がそこへ勤めておられる。だから、行く。何の引け目もないということであります。

もう一度申し上げますが、初めに申し上げますが、加茂市はただ乗りをしていると言う人がいますが、今のやじでもそんなやじがあったけれども、これは全くの誤りであります。加茂市は、県央医師会応急診療所に毎年金を出しておりませんが、他の市町村も毎年全く金を出していないのであります。加茂市をただ乗りと言うならば、三条、燕市、田上町、弥彦村の4市町村も全てただ乗りであります。三条市長が他の3市町村を誘って加茂市に金を出せと言っているのは、県央医師会が経営する応急診療所を平成21年に建てかえた経費として2,800万円を出せと言っているのであります。しかし、この改築は本来加茂病院に設置されるべき救命救急センターを病院のない形の弱体の救命救急センターとして三条市に設置したいという国定三条市長の不純なる野望から出たものであり、加茂市民にとって改築など全く必要がなかったのであります。したがって、加茂市長は経営主体である県央医師会と改築費を出す契約は全く結んでいないのであります。

もともとの応急診療所は、国定三条市長が単独型救命救急センターにするために改築したものであります。すなわち、病院がくっついていない救命救急センター、そんなものは弱体なものです。これに

するために改築したものであります。将来するために改築したものであります。初めに三条市長が各市町村長のところにその旨の文書（１０９頁参照）を持って勧誘して回りました。これは、そこにつけてありますが、初めのほうだけ読んでみますと、県央地域の救命救急体制のあり方に関する検討会を自分を中心になってつくりたいと言うてきた。趣旨として、単独型ＥＲ、単独型ＥＲというのは、単独型救命救急センターのことなのです。単独型ＥＲの設置を想定した県央地域の救命救急体制の整備を見据え、短期的には現行の夜間診療所を拡充した内容の救急診療所開設を目指し、その最も望ましい設置のあり方について具体的に協議すると言うてきたから、私はその協議にもろもろ加わるわけにいきませんよと、単独型救命救急センターなんてとんでもない言うて拒否したわけであります。

そもそもの話は、平成１５年に厚生労働省が方針を変更し、これまでの２次医療圏の数を半分にし、その後各２次医療圏に１つずつ小規模の１９ベッドの救命救急センターを置くことにしたことから始まります。そこで、新潟県では１３あった２次医療圏を半分の７つにしたのでありますが、知事の諮問委員会は県央を入れずに６つにすることにしたのであるが加茂市長である私が中心となって運動し、県央を入れてもらって７つになったことは御承知のとおりであります。そこで、県央に置かれる救命救急センターは、県央にある２つの県立病院である加茂病院が吉田病院に置かれるべきものであったのであります。しかし、地の利がまさっているのは加茂病院でありましたので、県央につくられる救命救急センターは当然県立加茂病院に置かれるべきものであったのであります。しかるに泉田知事は、国の方針の中には全く入っていない基幹病院、こういう方針は国の方針には入っていない、当時から今までずっと国の方針は大きな病院をつくらせない、これが国の方針なのです。それに泉田知事は反する方向、基幹病院をつくって、そこに救命救急センターを併設するのだと言い出されたのでありました。しかし、初め泉田知事はこのことを言い出しはしたものの、これを実行することには大変消極的であられたのでありました。県央基幹病院をつくらないのであれば、救命救急センターは当然加茂病院につくるものであったのであります。しかるに国定三条市長は、救命救急センターを三条につくろうという野望を抱いたのでありました。しかし、三条には県立病院がないため、救命救急センターを併設する病院がありませんでした。そこで、国定三条市長は病院のない救命救急センター、すなわち単独型救命救急センターというところでもないものを考え出して、これをしゃにむに三条に置こうと企てたのでありました。そこで、国定三条市長は加茂の医師をも含む県央医師会が三条市につくって運営していた県央医師会応急診療所を改築して、これを単独型救命救急センターにするという構想の案、さっき私が最初のところを読み上げたものです、をつくって県央の４市町村長のところを回ったのでありました。もちろんそのとき私は断固拒否しました。ところが、その後泉田知事が考えを変えて、本当に救命救急センター併設の県央基幹病院をつくることを実行することとされたのでありました。この段階で国定三条市長の単独型救命救急センターの構想は消滅したのでありました。すなわち、県央医師会応急診療所改築の大義名分が消滅したのであります。したがって、この改築は目的を失ったものになったのであります。

私加茂市長は、もともと県央救命救急センターは加茂病院につくられるべきものと考えておりましたので、病院のない弱体の単独型救命救急センターに賛同することはできず、仲間に入るのをはっきりお断りしたのであります。そもそも県央応急診療所に診療を受けに行く加茂市民にとっては、改築の必要など全くなかったのであります。しかし、無用の改築をされてしまい、もとの建物がなくなったものですから、やむを得ず改築された建物へ診療を受けに行っているのであります。そこで、国定三条市長

のほうは単独型救命救急センターをつくるという当初の目的がなくなったのに診療所の規模が大きくなったものですから、夜１０時半には閉院する救急病院でもない診療所にたくさんの救急患者を三条は搬送せざるを得なくなっているのです。また、私が恐れていたことなのですが、この改築がなされたために三条の病院が日曜診療をやめてしまったので、今度はこの診療所で日曜診療まで始めたのです。このとき私は非常に恐れて、必ずこうなるぞと。今三条総合病院と、それからもう一つの済生会病院でやっている日曜診療、いい日曜診療でした。それを２つの病院はこれができるとやめるぞと言って、案の定やめてしまったのです。いずれにしても県医師会と何の契約も結んでいない加茂市に対し、しかも第三者が金を出せということは、第三者です、彼らは。脅迫罪に該当する行為だと考えます。

これまでに申し上げたことが答弁の核心ですが、さらに申し上げますと、そのとき加茂市が市としてこの応急診療所の改築に同意していたら、それは加茂市もこの応急診療所を救命救急センターにすることに同意して三条市の傘下に入ることを意味していました。また、加茂市が参加していた場合、応急診療所の改築にかかる経費として加茂市には約３，０００万円の負担が予定されていました。２，８００万です。そういうことを三条側は言うておりました。しかしながら、応急診療所の医療器材と施設をちゃんとしたものにしようとするれば、そんなものじゃ済まんです。さらに莫大な金がかかりますので、加茂市の負担は極めて大きなものになります。いわんや単独型救命救急センターですから、２４時間やっていて、そこへどんどん救急患者が入ってくる。手術の器械から何から何から救命救急センターなんて大変な建設費がかかります。その単独型救命救急センターを４市町村で建設し、運営しようとするれば、何十億という巨額な金がかかります。そんな財政的余裕は、加茂市にはありません。まかり間違えば、これによって加茂市の財政は破綻する危険があります。そういうことでその金を出していないわけです。

この応急診療所は、午後１０時半には閉じてしまうものであり、したがって当然入院ベッドはなく、器材の体制、医師の体制、施設の体制、いずれから見ても救急病院たり得るものではありません。繰り返しますが、救急病院でないところへ救急患者を運び込むということは、やってはならないことであります。場合によっては、救急隊員とその管理監督者は何億円という損害賠償を請求される事態も起こり得ることであります。万一そこへ運び込んだがために１０時や１０時半になると閉まってしまう、ほかへまた移される、とうとう命がなくなってしまったなんていうときには何億円という損害賠償を運んだ救急隊員とその管理監督者は請求されるということになります。幸い平成２０年度には５人だった加茂病院の常勤医師は、現在１０人となります。４月にはさらにふえるようであります。要するに加茂病院ばんばん、ばんばん充実なのです。これからさらにふえていきます。非常勤医師も多くなりました。また、２５年４月からMRⅠも稼働を開始いたしました。さらに、全面改築が決まり、加茂市が強く要望いたしました産科の個室２０室も実現することになり、平成３１年度には小児科を含む１５の診療科を有する新しい病院が開院する予定となっております。本当は１６なのです。設置を要望して、設置に前向きな回答をいただいている麻酔科を含めると１６の診療科になるのです。１６の診療科を有する新しい病院が開院する予定となっております。このようにますます充実される加茂病院へ加茂市は救急患者を搬送することになります。加茂病院で手に負えない患者は３次救急病院、そっちのほうです、等の

他の病院へ搬送いたします。この応急診療所にかかわりを持つことは、極めて危険であります。小池を引きずりおろすために三条の市長に味方しておられるのかもしれませんが、極めて危険であります。加茂病院が建てかわっても、それほど充実する必要がないというようなことになる可能性が高くなります。

そもそも県央の医師会がずっと以前に三条で夜間応急診療所を始めたとき、これに参加するか否か加茂市医師会では大きく意見が分かれたと言われておりますが、参加することになってお医者様は参加されたのでありますが、おかげで我々の３つの平成園の面倒を加茂市医師会は見ることができなくなったのです。そこで、私は、いや、大平さん、本当の話よ。そこで、私は泉田知事さんといろいろ約束したでしょう。そのときに加茂病院に面倒を見てくれ、それを頼んだのです。それは、もう実現したのです。この４月から３つの平成園へ加茂病院からお医者様が来て、往診することになりました。そのときに加茂病院が何と言うたと思いますか。加茂医師会では面倒を見れないという文書を出せ。そこで、加茂医師会長の星野先生に頼んで、加茂医師会では到底面倒は見れませんという文書を出してもらったのです。なぜそんな文書を出す状態なのだと。こっちのほうにかかっているからです、応急診療所のほうに。加茂市民は大変な犠牲者です。結果として加茂病院で面倒を見てくださることになった今の加茂病院の院長先生の大変な御高配があつてなりましたが、そうでなければそのまま加茂病院が面倒を見ない事態だって大いにあったのであります。現に私が直接いろいろやったから、よくそういう実感を持っております。

次に大切なことは、応急診療所にかかわっている４市町村長は救命救急センター併設基幹病院の検討において、かさにかかって私を孤立させ、加茂病院案を葬り去った元凶の人たちであります。この人たちと一緒にすることは、その軍門に下ることになるのであります。この人たちと一緒にしたら最後、これからつくられる救命救急センター併設基幹病院の検討において加茂市長の発言の自由は封殺されることになりますので、一緒にすることはできません。一方、加茂市民はこの応急診療所に行きたければ、改築前と同じくいつでも自由に行くことができます。加茂市の医師もいます。この診療所は、県央の医師会が運営しているものであり、もともと市町村は金を出していなかったのであります。今でも全ての県央の市町村は、毎年全くお金を出しておりません。重大な経緯があつて加茂市が出すことのできない２,８００万円のお金について、国定三条市長は他の３人の市町村長を誘ってこれを出せと脅迫しているのであります。国定三条市長は、他の３市町村長をかたらって改築させ、改築のための金を出す約束をさせたのであります。これに対し、加茂市はこの約束に加わることを拒絶したのであります。したがって、加茂市はこの約束に加わる義務は全くないのであります。野望のための不純な目的には同意せず、県央医師会と何の契約も結んでおりません。

さらに、この４市町村のグループに加わることは大きな問題があります。このグループに加わったら最後、加茂市は救急患者を救急病院ではなく、入院させることのできないこの応急診療所へ運び込まなければならなくなります。必ずなります。加茂市だけが運び込まなかったら、また４市町村長連名で運び込めという手紙が来ます。来ると、また恐らく市会議員の中にはそれに従えと言う方が出てきます。必ず加わったら、この応急診療所へ運んでこなきゃならない。今は、ここへ運び込まなくてもいいというか、運び込まずに、もっといいところへ運び込んでいます。非常に危険であるということでもあります。

さらに私が気がかりなのは、加茂市が、加茂病院が救命救急センター併設の基幹病院になることを潰してしまったこの4市町村長のグループに入ることは、加茂市が県央基幹病院の設立者の1つにされて膨大なお金を出させられることになる危険もはらんでいるということでもあります。

次に、国定三条市長は加茂市も応急診療所の構成市町村になれと言っておりますが、この応急診療所は県央医師会がつくって運営しているものであって、構成市町村などというものは、そもそも存在しません。強いてそのような言葉を使うのであれば、医師が出ている市町村は全て構成市町村です。医師が大勢出ている加茂市は、立派な構成市町村です。加茂市を構成市町村の概念から外すのは言語道断であります。加茂市も立派な構成市町村であります。

次に心しなければならないことは、県央基幹病院に併設される救命救急センターは、病床が20ベッドの地域救命救急センターと称する一番小さな規模の救命救急センターだということでもあります。したがって、この救命救急センターはほどなく満杯となり、救命救急センターがもう一つ必要になるものと思われます。そのもう一つの救命救急センターは、加茂病院に併設されるものでなければなりません。応急診療所を病院のない弱体の単独型救命救急センターにしてはなりません。必ず加茂病院に置かれるものでなければなりません。そのためにも加茂市は単独型救命救急センターを志向する仲間に入ることにはできないのであります。加茂市及び加茂市民は、今加茂病院の建てかえが決まり、産科の個室20室の設置と病児保育施設の建設も決まり、夢と希望と幸せに沸き立っています。加茂市及び加茂市民が今全力を尽くすべきは、加茂病院の建てかえであります。その中でも特に頑張らなきゃならんのは、産科20室できるわけですから、ここへちゃんと立派な医師を加茂病院へ配置してもらいたい、これが一つ。もう一つは、加茂病院にちゃんと小児科を設置していただきたい。今加茂病院当局は、小児科を設置しなければ田上町と加茂市が一緒につくる病児保育施設の面倒を見ることはできないと言っているのだから、できるようにしっかり加茂病院に小児科を開設してくれという、そういう方向に加茂市一丸となって動くべき今大事なときであります。加茂市と加茂市民がさん然と輝く大加茂病院の新築に当たり、夢と希望と幸せに沸き立っているときに、応急手当てをするにすぎない応急診療所の加茂市民には必要がなく、加茂市が拒否した改築の費用としての筋の通らない2,800万円の話などするのはやめていただきたいと思います。

次に、小中学校の耐震補強工事についてであります。まず、今後耐震補強工事を実施しなければならない校舎はあと何校あるのかということですが、小中学校の耐震補強工事につきましては、これまで実際に工事を実施した年度で申し上げますが、平成20年度に加茂小学校、石川小学校、葵中学校、平成21年度に下条小学校、須田小学校、加茂中学校、平成22年度に七谷中学校、若宮中学校、須田中学校の体育館の構造的な部分における耐震補強工事は完了いたしました。昭和56年以降の建築にかかわる七谷小学校、加茂南小学校の耐震補強工事は必要ありませんし、文部科学省が進める耐震事業の努力義務の範囲外である加茂西小学校の体育館を除けば、必要な体育館の耐震補強工事につきましては全て完了しております。校舎につきましては、加茂中学校、若宮中学校、須田中学校、加茂南小学校が昭和56年以降の建築であり、耐震補強工事は不要でありますし、平成23年度から平成25年度までの3年間で加茂小学校の前校舎、中校舎の耐震補強工事を完了いたしましたので、残っているのは小学校が加茂小学校の裏校舎、下条小学校、七谷小学校、須田小学校、石川小学校、そして木造校舎の加茂西小学校の6校、中学校が葵中学校、七谷中学校の2校であります。このうち耐震診断が終了しており

ますのは加茂西小学校と、これが平成25年度、それから葵中学校は本年度11月であります。

葵中学校は、耐震診断の結果I s値、これが構造耐震指標と称するI s値は、葵中学校は0.4でありました。I s値が0.3未満ですと、震度6の地震で倒壊または崩壊する危険が高いとされておりますので、0.4という値はそこまでの心配はないということであります。それでも文部科学省では、学校施設はI s値を0.7以上にする必要があるとしております。加茂西小学校の耐震診断結果では、構造耐震指標は木造の場合はI sでなくて、I w値というので、I w値という言い方をしておりますが、0.09でありました。木造の建築物について文部科学省では、0.7未満ですと震度6の地震で危ないとしております。文部科学省では、I w値を1.1以上にする必要があるとしております。したがって、まず加茂西小学校の耐震補強工事を実施したいと考えております。その場合、全国で木造校舎が極めて少なくなっている現在、加茂西小学校のような木造校舎に極めて大きな価値が出てきているという事情もございますので、耐震補強工事の際は外壁等にはなるべく木材を使い、今までと余り変わらないような外観となるよう仕上げたほうがよいのではないかと考えております。残る小学校5校、中学校1校については、まだ診断を実施しておりませんので、まずは診断した上で、その結果を見て判断すべきと考えております。なお、平成16年10月に発生した中越地震の際には、加茂市の学校施設に大規模な被害はなかったということは頭に入れておく必要があると考えております。

ところで、加茂小学校、下条小学校、石川小学校の体育館の天井が、文部科学省が大地震の際最も大きな被害が想定されるとする6メートル超の、6メートルを超える高さにある200平方メートル超のつり天井という条件に当てはまりますので、この3校の体育館の天井と照明設備の耐震工事、これを非構造部材の耐震化というのですが、これを実施する必要があります。また、第四平成園の建設も急ぐ必要がありますので、耐震事業につきましては今後の財政状況をよく見きわめながら、慎重に進めていく必要があります。

また、議員の御質問に加茂西小学校の耐震補強工事に関連して統合も含め、すなわち石川小学校への統合も含め、西地区の関係者ともよく話し合いとありますが、私は西地区の文化と歴史の中心である西小学校を統合すべきではないと考えておまして、そのことはこれまでたびたび申し上げてきたところであります。すなわち、統合はしない、まずは耐震補強工事を行うということであります。

続きまして、主要地方道長岡栃尾巻線についてであります。平成22年12月に主要地方道長岡栃尾巻線バイパス、加茂大橋が開通いたしました。このバイパスの開通により五反田橋及び保明大橋の交通渋滞が解消され、加茂市から国道8号や北陸自動車道へのアクセスが容易となり、利便性が大幅に向上いたしました。また、昨年3月30日に国道403号三条北バイパスが長岡栃尾巻線から市道下条矢立線まで開通したことにより、市役所前の長岡栃尾巻線を通る車がさらにふえてきておるところであります。

長岡栃尾巻線の歩道整備の状況についてであります。市街地からコメリホームセンター加茂店下手までは両側に標準幅員3.5メートルの歩道が整備されております。また、川西地区の主要地方道新潟小須戸三条線から加茂大橋を渡り、市道後須田上鶴森線、須田中学校の前の市道までの約1,250メートルの区間は信濃川の上流側、三条市側に標準幅員3.5メートルの歩道が整備されております。さらに、市道後須田上鶴森線から県道白根黒埼線を越え、国道8号までの約2,600メートルの区間は北潟側、東芝ホームテクノ側に標準幅員3.5メートルの歩道が整備されております。一方、コメリホームセ

ンター加茂店下手から川西地区の新潟小須戸三条線までの約2,130メートルの区間につきましては、歩道がまだ整備されておりません。要するに加茂市役所の先から、通ってくる県道新潟小須戸三条線までの間が問題で、ここが、歩道がないのでございます。この区間は、道路が直線のため車がスピードを出しやすい区間となっております。自転車通学の高校生が危険回避のため、わざわざ他の市道に迂回する状況も見受けられます。自転車や歩行者が安心して通行できるよう、この区間の歩道整備が急がれているところであります。これは、もう私もいろいろ市民の皆様からお話をいただいております、あの区間でできるだけ早く歩道をつける必要があると思うということで、三条土木のほうにずっと前から話しているところであります。つける側というのは、こっちから信濃川のほうに向かって左側は川が流れていますので、右側ですね、信濃川のほうに向かって右側のほうに自転車の通れる歩道を整備されるよう、三条地域振興局地域整備部長さんを通じて県に要望し続けているところであります。県の感触は悪くありません。いわゆる三条土木の所長さんですが、地域整備部長さんはまことに色よい返事で、いや、ごもっともですなんて言うて、努力しますなんておっしゃるのですが、まだ着手に至っていないということであります。1つには、相当金がかかるということなのだろうと思いますが、引き続き歩道整備の早期実現を県に強く要望してまいりたいと存じます。あれは県道でございますので、県につくっていただくしかないところであります。

以上、御答弁申し上げます。

○15番（樋口博務君） まず最初に、県医師会応急診療所についてでございますけども、冒頭市長の答弁にありましたけども、もともと夜間診療所でしたか、あったのは私も承知しておりますし、旧三条東高ですか、跡地に今つくったわけですけども、そこに移転する前のところに夜間診療所を開設していたのも承知しております。私もこれで3回目の一般質問でございますので、その辺は十分承知しながら見てきております。今の場所につくるときに、最初にこの応急診療所の質問したところでございますが、そこで最初のころは三条東高の跡地を三条市が無償提供して、建設事業費を県央の市町村で負担してもらえねえかという話から県央の自治体で建設事業費、たしか2億ぐらいだったと思うのですが、を平均割りで負担してくれと、そういうのが始まりではなかったかと思っているのですが、そこで加茂市は約300万の10年の負担の要請があったというふうに記憶をしております。加茂市を除く県央の4市町村は、それぞれ応分の負担をすることになったわけですけども、加茂市は負担をしない、参加しないということで来ておまして、確かに事業主体は医師会ですが、建設費等々につきましては県央の市町村長で建設をしたということだというふうに記憶しております。今ほど市長からいろいろずっと長くお話を聞いておまして、だんだんごちゃまぜになっているところもありますけども、私は救急患者だけではなくて、一般の市民が、それこそ冒頭にも申し上げましたけども、子供が夜に熱を出したり、夕食後に腹が痛くなったり、そういうときに応急診療所に行けるような体制を多くの市民が望んでいるということだと思っております。あくまでも救急患者だけ行くと、そういうことではないと思っています。もう8年を経過しようとしているところで、あともう2年で償還がそれぞれ各市町村終わるのではないかと思います、残りの期間の負担で済むのかどうなのかわかんないですが、県央の4市町村とよく話し合いをして、少しでも負担をして市民が行きやすい環境をつくるようにしたらどうかと思っているのですが、その辺について市長どう思いますか。

○市長（小池清彦君） 今極めて行きやすい環境にあると思っております。問題になっているのは、そう

ということじゃなくて、単独型救命救急センターに将来するかどうかという話。それから、あとは何の相談もないです。単独型救命救急センターにするから、大きくしたいというのは、おかしいのです。何にもあの病院大きくする必要なかったのです。三条市長は、三条のために大きくする必要はあったのかもしれないが、加茂市から見れば、あの病院を大きくする必要全くなかったのです。それを私の加茂市はそれに加わりませんよと言うたのだから、それでも勝手につくっちゃったのだから、つくりたいところが金を出してつくるのは当たり前じゃないですか。加茂市は、何にもそんな必要はないのだから。

○議長（山田義栄君） 15番、樋口博務君、残り1分です。よろしくお願いします。

○15番（樋口博務君） 時間ですので、一言だけ。とにかくやっぱり少しでも全額負担せよというわけではありませんが、それなりによく話し合って、若干でも負担して参加できるようにしていただけますように要望だけして終わります。

○議長（山田義栄君） これにて樋口博務君の一般質問は終了しました。

2時20分まで休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 6番、浅野一明君。

〔6番 浅野一明君 登壇〕

○6番（浅野一明君） こんにちは。大志の会の浅野一明です。3月議会に当たり、一般質問させていただきます。

私のほうからは1点、連携中枢都市圏構想への不参加について、これについて質問させていただきます。昨年の12月16日、新潟市が連携中枢都市宣言を行い、新潟市が連携中枢都市となって近隣の11市町村と連携中枢都市圏、この形成を目指すことが発表されました。これに対し、同月の20日、12月の20日、小池市長は取材に応じられて、加茂市はこの構想に参加しない意向を明らかにしたとの報道がなされました。この件について質問させていただきます。

まず、連携中枢都市圏構想とは、人口減少、少子高齢社会にあっても地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により経済成長の牽引、高次都市機能の集積、強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少、少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的に総務省が主導している新たな行政の広域連携の形態です。具体的には地域の中核となる都市、これを連携中枢都市と読みます。これが近隣の市町村と個別に連携協約を締結することで一定の都市圏を形成し、その中核都市が各種の政策の牽引役を果たすことで、前述の1番として圏域全体の経済成長、2番として高次の都市機能の集積、強化、3番として圏域全体の生活関連機能サービスの向上を実現しようという施策です。

新潟県内では、最初にも述べましたとおり、昨年の１２月１６日に新潟市が連携中枢都市宣言を行い、新潟市と近隣の１１市町村とで連携中枢都市圏、仮称ですが、新潟広域都市圏、この形成を目指すことが発表されました。新潟市近隣の１１市町村とは、胎内市、聖籠町、新発田市、阿賀野市、阿賀町、五泉市、田上町、加茂市、弥彦村、燕市、三条市を指します。新潟市を含むこの圏域の人口は、平成２７年には１２９万人であるところ、平成５２年には１０２万人に減少することが予想されていますが、このような人口減少、少子高齢化にあっても圏域全体の経済を活性化し、それぞれの市町村の都市機能や自然環境等の魅力を高め、人々が誇りを持って住み続けたいと思えるような圏域を創造していくことが新潟市の連携中枢都市宣言には盛り込まれています。近隣市町村と連携して取り組むことを想定する分野としては、圏域全体の経済成長を牽引するものとして産学金、これ金融です。産、産業、学は大学とかの学問の学です。金、金融。あとは官、これは行政です。あとは、民は普通に民間です。産学金官民が一体となった経済成長の推進、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大、戦略的な観光施策などです。次に、高次の都市機能の集積、強化を目指すものとして、高度な医療サービスの提供、高等教育、研究開発の環境整備など。３つ目、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指すものとしては、福祉や教育、文化、スポーツ、地域公共交通や道路等の交通インフラの整備、維持、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消、人材の育成などさまざまな分野が想定されています。これらの中には、加茂市には直接かわからない分野もあるかと思いますが、地域経済の発展や住民サービスの向上を考えたとき、利害が一致する分野については広域でまとまって実施することにもメリットがあると考えます。例えば経済活動の面では地場製品の販売促進や企業誘致、雇用の確保など、住民サービスでは公共施設や福祉事業の相互利用など、加茂市民にとっても利益となる分野があるのではないのでしょうか。この連携中枢都市圏構想の交渉に加茂市が参加しないことは非常にもったいないなというふうに感じております。

そこで、質問いたします。まず、質問の１つ目としまして、この連携中枢都市圏構想に加茂市が不参加とした理由をお聞かせください。

２番目として、この連携中枢都市圏構想ではまだ連携して実施される施策が具体的に明らかになっておりませんが、この先の状況も見ながら互いに利益になる分野では構想に参加していくべきと考えますが、加茂市としての今後の方針をお聞かせください。

以上、壇上よりの質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

これ私の経験からいきますと、こういうものに参加してろくなことないです。全くろくなことない。

連携中枢都市圏構想について御答弁申し上げます。この連携中枢都市圏構想推進要綱は、平成２６年８月２５日に総務省が制定、施行したものであります。この連携中枢都市圏構想の目的について、議員

もいろいろと上げておられますが、その本質は平成の市町村大合併後のさらなる合併、道州制の導入につながるものであります。ようやく合併の牙から逃れた加茂市にとって、参加してはならないものと思います。お互いの利益になるような場面はなかなか想定が難しいものであり、連携した分野では高い水準に到達した加茂市の市政の自主性が損なわれかねないものであります。また、過去には県央広域市町村圏協議会というものがありませんでした。これは、国が強制的につくらせたもので、それぞれの広域市町村圏に参加していないと国から補助金ももらえないし、起債も認められないと、こういうものだったのです。そこで、我々はそこへ参加して、そうしてそれぞれがやりたい事業をみんな出して、それを広域市町村圏の政策として可決して、そのために使っていたものなのですが、それでも中心となった市の独断専横が極めて激しくて参りました。この手のものは、懲り懲りしております。

この件について加茂市の対応経緯については、事の本質が今ほどお答えしたとおりのものでありますので、要綱制定後から一貫してこの構想にくみしないというものであります。今後の方針としまして、市町村合併に類したものに参加するということは、加茂市の到達した高い市政の水準を揺るがしかねない問題であり、場合によっては加茂市が消滅する結果にもなります。参加すべきものではないと確信いたしております。

これで私が思い出しますのは、市町村合併の騒動のときに高橋三条市長が三条を中心として幾つかの周辺の市町村と一緒にいろいろ検討する検討会つくらないかと言ってきたのです。それで、私は断固拒否したのです。そんなものは合併に結びつくから、だめだと。いや、合併の話、必ずしもそういうのじゃなくて、何やかんや話をするということでどうですなんて言うんですが、だめですと。あれ入っていたら危ないです。合併されかねません。下田、栄町は入っていたのです。どんどん、どんどん合併されてしまいました。燕も入っていたのですが、高橋甚一市長が最後は断固拒否して別れたのです。初め入っていたのです。あれを思い出します。

それから、これは市町村合併につながるから、まだまだ道州制というものがまだ完全に消滅していませんから。この道州制になったら、もう全国の市町村の数が300になるのですから。そうすると、新潟県は3つぐらいの市になってしまうのですから。新潟市、長岡市、上越市、下手をすると新潟市、長岡市ぐらいになっちゃうのですから、もう問題にもならないもので、道州制なんていうのは。行政学の権威である東大の西尾勝先生もこんなものは絶対だと言うているものですが、それをこれ施行しているものなので、これは危ないということでもあります。あとは、いろんなことで新潟市にもお願いすることありますし、お互いそれに対して拒否するようなことはない、そういうことでやっておりますので、これは危ない。私は、非常にこれはやめたほうがいいと思っております。

○6番（浅野一明君） 簡潔な御答弁いただきまして、ありがとうございます。せっかくの質問出させていただいたので、ちょっと何点か再質問させていただきたいと思います。

これ昨年報道でこういう都市圏構想、新潟市が発表しましたと。そのときにあわせて加茂市は参加し

ませんと。ほかの加茂市除く10の市町村と新潟市でこういった都市圏を組んで連携してやっていこうといったときに、加茂市だけ参加しないという報道だけを見せようと、どうも加茂市へそ曲がりだなというふうなイメージをやっぱり持たれると思うのです。そこで、今回質問させてもらったわけで、参加しない理由がやっぱりどの辺にあるのか具体的に説明いただければなという思いで今回質問させていただきました。今合併に向かうおそれがあるからというお答えだったのですけれども、これちょっと私もいろいろこの資料を読む中で、一応この構想自体はそれぞれの市町村が独立した形で、これからどうしても人口が少なくなっていくのはどの市町村でも予想が立っていることで、そんな中でも何とか市町村の形は守りながら、新潟市が真ん中というか、あって、その周りにはちゃんと市町村があって、それぞれが機能を分担して、できるだけ互いに利用し合えるところは利用し合って発展しようという構想に私としては聞こえるのですけれども、その辺については市長が合併に向かわれるというふうに考えられる根拠というか、どういった経緯で合併に向かわれるようなイメージなのか、その辺ちょっと教えていただきたいのですが。

○市長（小池清彦君） 私は、加茂市の独立を守るためにいろんなところをくぐり抜けて守り抜いたので。そういう経験からしたら、そんなのはもう一目瞭然です。合併に進む、道州制に向かう方向を目指している国会議員もかなりいるのです。そういうところから総務省に働きかけがあって、それは総務省がつくったものです。それだけのものです。そのときにこれは合併に向かうなんて書きません。精いっぱいごまかして、いかにももっともらしく書いて、最後は合併。今までの合併、特に新潟県がその策略に完全にひっかかったじゃないですか。111もあった市町村が今30になっちゃって、市の数変わらないのです。市の数は20で、町村の数が111で90もあったのが今10になっちゃったわけです。みんな合併されて、みんなひどい目に遭っているわけです。泉田前知事は、その点立派だったです。合併してよくなったという話は聞かない言うていましたから。全くそうなのです。今度のものも、もうありありなのです。それ目指しているのです。一つ一つその中身を考えてください。今の体制の中で、各市町村の、そんなものをつくる必要のある事業は何があるのだと。何もありません。何もないのにそんなものつくらせて、そうすると新潟の市長さんは手を挙げれば新潟の市民に対して自分の株上がります。それは、おやりになったでしょうが、やったからといって、じゃみんなで何やるかと。何もやれないです。そういうものであると。これだけは本当に危ない。へそ曲がりだなんて言う人間はいません、新潟県の中で。合併しなかった小池は立派だということになっているのだから。その小池が参加していないのだから。ああ、そうかということだけだと思います。私はそう思います。仮にへそ曲がりだということになったら、市長の小池がへそ曲がりだと、そういうことでいいのです。市長というのは、そういう役なのだから。いざというとき悪者というか、そういうふうになるのが市長の役目なのだから。市長が私は参加しないと言うて、それは済むことだと思います。絶対危ない、それは。

○6番（浅野一明君） 市長の考えはわかりました。やっぱり私も合併これ以上進めていいことがあるものじゃないと。今回の、ちょっと話それますけれども、国民健康保険だって県に移管しても市町村に役割頼まなきゃいけないところがいっぱいあって、結局役割なくせないのです。そういったところで自治体の一つ一つの役割って大きいところで、合併に向かうようなのは私も余りよくないかなというふうに思うのですが、私もこの計画を見ていて、いろいろ調べる中で、やっぱりそういう市長と同じような批判されている方も多くて、合併に向かうとか、あとは、新潟市と言っちゃだめですね。こういう中枢都市

になったところだけが発展して、どうも周りが置いていかれるのじゃないかなというふうな、そういう懸念を出されている方もかなり多かったのです。それはそれでやっぱり危険性もあるのかもしれないですけど、ただ私ちょっと思ったのは、例えば新潟市と加茂もそこに連携の協定の中に入ってやったときに新潟市の公共施設、加茂の市民も遠慮なく使えるというか、新潟市民と同様に使えるとか、逆に新潟からも加茂のいろいろな施設、新潟の市民の方も自由に使える、加茂の市民と同じような形で使えるというふうな、そういった協定であれば、かなりお互いにメリットあるのじゃないかなというふうにも感じるのですが、あとはそのほか例えば加茂美人の湯を持っていますね。新潟市ああい、近隣にはいろいろ温泉施設あると思うのですが、加茂の美人の湯、例えば新潟からも観光に来た方いっぱい使ってもらったりとか、そういうアピールとかもできるんじゃないかなと思って、そういうメリットになる部分もあると思うのですけれども、そういったところは生かしていくべきなのじゃないかなと思うのですが、それよりも合併の危険のほうが大きいという判断でしょうか。

○市長（小池清彦君） そのとおりです。その程度のことで理屈をつけて一緒になったら最後、道州制になっちゃって、大変なことになって、たちまち加茂は新潟市に合併されるという結果の方向になることを大変心配しているわけであります。今そんな協定なくても、私は言うているわけですが、加茂市の文化会館はこの辺で1つしかないのですから、白根とか三条か何か含めて。この周り一帯のものでありますので、どうぞ十分お使いくださいと、そう言うて使ってもらっているわけであります。逆に加茂市が余り新潟市のどこか使わせてもらうという必要性は出てきませんが、どうぞお使いくださいと。下条川ダムにしても、これは日本一のヘラブナ釣りの釣り場でありますので、周辺市町村どうか十分使ってくださいと。ヘラブナの放流量とか管理費はみんな加茂市が出しますから、我々も厄介になっているので、どうぞお使いくださいということで、三条市のヘラブナ釣りのクラブは加茂の下条川ダムで大会をやっているわけです。そういうことでやっていけばいいので、わざわざそんなものをつくってくるということ自体が甚だいかがわしい、うさん臭いものであると、間違いなく。

それと、なかなか日本人に浸透しないのですが、日本は市町村の数がもう1800しかないのです。ドイツは、1万6,000の市町村があるのです。アメリカは1万8,000の市町村があり、フランスは3万7,000の市町村があるのですよ。それでこそ初めて地方の民主主義が成り立つので、日本なんか本当に少ないほうなのです。そういうところへもってきて、なお市町村合併を進めようとする勢力が日本の中にあると。日本国民もなかなかそれを理解されない向きがあるということが大変問題だと思っているわけであります。

○6番（浅野一明君） よく小さい政府という形でそういうのを進めようとする勢力が非常に最近目立つかなというふうにも思いますし、そういう戦略の中の一部だと言われれば、市長の批判もわからないではないのですけれども、先ほどおっしゃったような下条ダムの利用であったりとか、文化会館の件であったりとか、そういったところは今も確かに仲よくやっているし、あとは周りからぜひ来てくださいという形で運営しているのはわかるのですけれども、そんな中で私としてはこういう協定とか結んでやったほうがはっきりとそういうのが示せていいのじゃないかなと。そういう近隣との、市長も今答弁でおっしゃっていましたが、近隣と仲よくやっていると、そういった姿勢は重要だよとおっしゃっているの聞くと、やっぱりこういった交渉ぐらいには参加して今後どういうふうにお互い利益になるか考えていくというのは、私としては、1つ利益はあるのかなというふうに感じたもので、今回質問させてもら

いました。

ただ、これ今まだほかの市町村とも具体的に案が上がっていない、どういう事業をやりましょうというのをまだ具体的にはちょっと私も調べていないとか、まだはっきりしていないのですけれども、今後、これから、予想の話をしても余りよくないのかもしれないですけど、新潟市とほかの市町村連携していく中で何か加茂市でも利益になりそうなことあれば参加していただきたいなと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○市長（小池清彦君） そういうお考えは、ぜひお出しにならないように。危ないです、これ。

それと、こういうものはその場へ出て、みんなが自由に和気あいあい発言をして、譲り合ってやるようなものには絶対ならないのです。中心となる市長の鶴の一声になっちゃうのです。それで苦労しました、県央広域市町村圏でも。すごいことになるのだから。わしは、その中心だと。やれと。すごいことになるのです。これだってそうなります。要するに全市町が全部新潟市長の配下になるのです、この手のものは。ただ、私は新潟の市長さんを助けて、頑張った人間で、盟友だから、ちょっと話複雑ですけど、こういうものがなくてもお互い火事になればそれぞれ消防駆けつけるし、この前のあるときなんかすごかったです。七谷の幹線の直径40センチの水道管が破裂したときに、新潟市なんてイの一番に駆けつけてきました。そして、あれをいっぱい持ってきたのです、1トン入るキャンバス水槽。そのとき新潟市しかキャンバス水槽持っていませんで、キャンバス水槽十ぐらい持ってきたのです。そして、まだ要るならもっと持ってきますよなんて言うて、それで加茂市もこれいいものだというので、早速キャンバス水槽を今20買いまして、これがあるとき役立ったのです、東日本大震災のときに。加茂市に来てくれと言うた町が、村田町が加茂市担当ということになって、それも持っていったし、ぴかぴかの給水車もみんな持って行って、村田町の人たちはびっくりしたのですが、新潟市はそのときイの一番にキャンバス水槽をいっぱい持って駆けつけてきました。三条市も来たし、たしか長岡も来たのじゃなかったかな。そういうふうにお互い助け合っていますんで、今さらそんなものをつくる必要がないのに、なぜ総務省がそんなものを言い出したかと。それは、政治家に言われてやっているわけです。道州制を推進しようという、気違いみたいになって推進しようとしている政治家に言われて道州制もやったものなのです。そんな手を食うわけにはいかないということでもあります。

○6番（浅野一明君） 今回この1点だけ質問させていただいたわけなのですが、市長のスタンスとしては、この構想には危険が多いから、加わらないと、そういうことでしたけれども、先ほども御答弁の中でありましたように、今も近隣の市町村とはこの構想がなくてもうまくやっていますと。今後もそういうふうに進めていくつもりですという御答弁でしたので、今回たまたま新聞報道等でみんながそういう仲よしグループ的な感じで構想を組むのに加茂としては参加しないよと、そういった報道だけ聞くと本当に何となくへそ曲がりなイメージがつかますけれども、ただそうではないよと。今後も、これには参加しないけれども、近隣の市町村と本当に仲よくやっていくし、当然新潟市とも仲よくやっていくのだということであれば、こっちの構想のほうは、要望としては様子見ながら、ぜひお願いしたいところですけども、この構想に入らないとしても、今後も近隣の市町村と連携という言葉がいいのか、仲よくという言葉がいいのかわからないですけども、互いに助け合えるような行政を進めていただければなというふうに思いますので、私のほうはそれを要望して今回の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山田義栄君） これにて浅野一明君の一般質問は終了しました。

3時10分まで休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時10分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 16番、安武秀敏君。

〔16番 安武秀敏君 登壇〕

○16番（安武秀敏君） こんにちは。YO1998の安武秀敏でございます。本日最後の質問でございますが、よろしくお願いいたします。

県医師会応急診療所について質問します。去る1月23日付で県央の4市町村が連名で加茂市長に対して構成市町村に参加し、施設整備費について応分の負担をするよう要請がありました。要請の内容は、加茂市民の同診療所利用者数は年平均1,200人超に上り、県立加茂病院の改築事業も進められ、県央基幹病院の開院も平成35年の開院を目指した取り組みが着々と進められており、応急診療所についての懸念はいずれも払拭されておりますというものであります。また、加茂市議会においても昨年の3月定例会において、市民から提出された県医師会応急診療所の参加を求める請願が趣旨妥当として採択されました。市長は、市民の代表として議会の請願採択を尊重して県医師会応急診療所の構成市町村に参加してはいかがでしょうか。

次に、生田屋の土地購入問題と新町の活性化について伺います。新町街区の道路拡幅工事と雁木の建設工事は順調に進捗しているようですが、市長が独断で生田屋の土地を購入した件について、なぜ買うのかわからない、納得できないと多くの市民が疑問視しています。市長の答弁を聞いて、4,200万円もの血税をあんなところに使わないでもらいたいと怒り心頭の人もあります。県道に重なる部分は県が買収し、加茂市は残る土地を購入しましたが、事業と関係のない生田屋の土地まで加茂市が購入したのは公私混同、便宜供与、論功行賞などと市民は顔をしかめています。生田屋は、県道側の建屋を一部取り壊し、市が修復工事を行いました。加茂市が土地を買うなら更地を買うべきところを生田屋は建物を撤去せずに済み、その建物の維持費は加茂市が払うことになりました。建物は老朽化しています。維持費はいかがでしょうか。

市長は、購入目的について生田屋は加茂市一番の民家とか、加茂市トップクラスの重要文化財と絶賛されています。いつから重要文化財になったのでしょうか。

また、歴史的、文化的、景観的に価値があると頻繁に繰り返しておっしゃいますが、その根拠はいかがでしょうか。

また、利用については具体的でないのが問題であります。この建物でなければならないとする理由を御説明ください。

以上で壇上での質問を終えて、自席にて再質問いたします。よろしくお願いいたします。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

県医師会の応急診療所につきましては、議員の御質問は短いのですが、答弁は先ほどと同文であります。読ませていただきます。県医師会応急診療所についてであります。私は、他の市町村や県、国とも仲よくし、融和を保つことを第一と考え、真にやむを得ないとき以外は争わない主義であります。降りかかる火の粉は払わざるを得ず、申し上げなければならないのが残念であります。しかし、三条市長と顔を合わせるときはお互いこの話はせず、仲よくしているところであります。したがって、譲れないところは譲れず、本件については義を曲げるわけにはいきませんが、三条の市長さんとは今後とも仲よくしてまいります。

初めに申し上げますが、加茂市はただ乗りをしていると言う人がいますが、これは全くの誤りであります。加茂市は、県医師会応急診療所に毎年金を出しておりませんが、他の市町村も毎年全く金を出していないのであります。加茂市をただ乗りと言うならば、三条市、燕市、田上町、弥彦村の4市町村も全てただ乗りであります。三条市長が他の3市町村長を誘って加茂市に金を出せと言っているのは、県医師会が経営する応急診療所を平成21年に建てかえた経費として2,800万円を出せと言っているのであります。しかし、この改築は本来加茂病院に設置されるべき救命救急センターを病院のない形の弱体の救命救急センターとして三条市に設置したいという国定三条市長の不純なる野望から出たものであり、加茂市民にとって改築など全く必要がなかったものであります。したがって、加茂市長は経営主体である県医師会と改築費を出す契約は全く結んでいないのであります。

もともとの応急診療所は、国定三条市長が単独型救命救急センターにするために改築したものであります。初めに三条市長が各市町村長のところにその旨の文書（109頁参照）を持って勧誘して回りました。その文書もつけてありますが、最初のところを読んでみますと、表題が県央地域の救命救急体制のあり方に関する検討会（案）、自分を中心にして検討会をつくりたいと、こうやってきたわけであります。その趣旨として、単独型ER、すなわち単独型救命救急センターであります。単独型ERの設置を想定した県央地域の救命救急体制の整備を見据え、そんなもの誰も見据えていないじゃないですか。自分が見据えているだけじゃないですか。整備を見据え、短期的には現行の夜間診療所を拡充した内容の救急診療所、実際は救急診療所という名前はつけられません。今までどおりの応急診療所です。救急診療所開設を目指し、その最も望ましい設置のあり方について具体的に協議するためにあなたも大方一緒に加わりませんか、そうやってきたわけであります。そんなことされちゃ困るんで、私は断ったわけであります。

そもそもの話は、平成15年に厚生労働省が方針を変更し、これまでの2次医療圏の数を半分にし、その後各2次医療圏に1つずつ小規模な19ベッドの救命救急センターを置くことにしたことから始まります。そこで、新潟県では13あった2次医療圏を半分の7つにしたのでありますが、知事の諮問委員会は県央を入れずに6つにすることにしたわけなのです。それを加茂市長である私が中心となって運動し、県央を入れてもらって7つになったことは御承知のとおりであります。そこで、県央に置かれる救命救急センターは、県央にある2つの県立病院である加茂病院か吉田病院に置かれるべきものであったのであります。しかし、地の利がまさっているのは加茂病院でありましたので、県央につくられる救命救急センターは当然県立加茂病院に置かれるべきものであったのであります。しかるに泉田知事は、国の方針の中には全く入っていない基幹病院というものをつくって、そこに救命救急センターを併設するのだと言い出されたのでありました。しかし、初め泉田知事はこのことを言い出しはしたものの、こ

れを実行することには大変消極的であられたのでありました。県央基幹病院をつくらないのであれば、救命救急センターは当然加茂病院につくるものであったのであります。要するにまだ泉田知事さんが非常に消極的であったときに、しかるに国定三条市長は救命救急センターを三条につくろうという野望を抱いたのでありました。しかし、三条には県立病院がないため、救命救急センターを併設する病院がありませんでした。そこで、国定三条市長は病院のない救命救急センター、すなわち単独型救命救急センターというとんでもないものを考え出して、これをしゃにむに三条に置こうと企てたのでありました。そこで、国定三条市長は加茂の医師をも含む県央医師会が三条市につくって運営していた県央医師会応急診療所、これを改築して、これを単独型救命救急センターにするという構想の案をつくって、今私が最初のほうを読んだものであります。あとあの紙に書いてあるのは、各市町村長と、それから医師会長をメンバーにしましょうということが書いてあるのであります。この構想の案をつくって県央の4市町村長のところを回ったのでありました。ところが、その後泉田知事が考えを変えて、本当に救命救急センター併設の県央基幹病院をつくることを実行することとされたのでありました。

このときは大変だったです。泉田知事さんから御案内のようにすぐ私にまず電話が来まして、救命救急センター併設の基幹病院を私は、2期目だったと思うのですが、これの目玉にしたいのだと。今度の公約に掲げたいのだと。ついては私にあなたひとつ三条市長と燕市長を連れて新聞記者にこっそり私のところへ来てくれないかと、そう言うたから、私は万事協力的ですから、わかりましたというんで三条の市長さんのところへ行ったのですよ、国定市長さんのところへ。それまで国定市長さんは、泉田知事さんと本当に死ぬか生きるかの論争していたのです。なぜあなたはつukらないのだと、金がないからだろうと、そんなことをみんなの知っている前でやったのだから。そうしたら、泉田知事さんが金はあると、ないじゃないかと、借りればあると、そんなことだったのです。それが急につくると言い出したものだから、三条の市長さんは目を丸くしてびっくりして本当ですかと言うから、本当だと。うそだと思ったら私と一緒に泉田さんのところに来てくれと。それじゃ、燕の市長さんにもまたここへ来てもらって、3人で行きましょうということになって、3人で泉田さんところへ行ったのですよ。そうしたら、泉田さんが救命救急センター併設の基幹病院をつくる、これを次の選挙の公約にするのだと、こう言うから、状況がそっちへ変わったわけなのです。すなわち、そういうことで泉田さんの気が変わったものですから、この段階で国定三条市長の単独型救命救急センターの構想は消滅したのでありました。すなわち、県央医師会応急診療所改築の大義名分が消滅したのであります。したがって、この改築は目的を失ったものになったのでありました。

私加茂市長は、もともと県央救命救急センターは加茂病院につくられるべきものと考えておりましたので、病院のない弱体の単独型救命救急センターに賛同することはできず、仲間に入るのをはっきりお断りしたのでありました。私は、田上の町長さんにも申し上げました、こんな変なものにあなたお入りになるのですかと。私もねなんて言ったのですが、そのうちに私に、まあ私も1枚加わりまして、1枚入りましたて、その程度だったのです、田上の町長さんは。要するに三条の市長さんにほんの1枚加わったのです。そもそも県央応急診療所に診療を受けに行く加茂市民にとっては、改築の必要など全くなかったのであります。それまでの県央応急診療所は、立派な診療所だったのであります。しかし、無用の改築をされてしまい、もとの建物がなくなったものですから、やむを得ず改築された建物へ診療を受けに行く加茂市民は行っているのであります。そこで、国定三条市長のほうは単独型救命救急センターをつ

くるという当初の目的がなくなったのに診療所の規模が大きくなったものですから、夜１０時半には閉院する救急病院でもない診療所にたくさんの救急患者を搬送しているのであります。また、私が恐れていたことなのですが、この改築がなされたために三条の病院が、すなわち三条総合病院と済生会病院が一月間かわるがわる日曜診療をやっていたのです。その日曜診療を三条の病院はやめてしまったのであります。あんなことしなければやめなかったのです。そうして、今度はこの改築された応急診療所で日曜診療まで始めたのであります。加茂市は日曜当番医がいますから、その必要はなかったわけですが、しかし病院にやめられたので、非常に痛かったわけであります。いずれにいたしましても県医師会と何の契約も結んでいない加茂市に対し、しかも第三者が金を出せということは脅迫罪に該当する行為だと考えます。

これまでに申し上げたことが答弁の核心ですが、さらに申し上げますと、そのとき加茂市が市としてこの応急診療所の改築に同意していたら、それは加茂市もこの応急診療所を救命救急センターにすることに同意して三条市の傘下に入ることを意味していました。また、加茂市が参加していた場合、応急診療所の改築にかかる経費として加茂市には約３，０００万円、さっきの２，８００万円です。その負担が予定されていました。しかし、応急診療所の医療器材と施設をちゃんとしたものにしようとするれば、さらに莫大な金がかかりますので、加茂市の負担は極めて大きなものになります。いわんや単独型救命救急センターを４市町村で建設し、運営しようとするれば、何十億という巨額な金がかかります。２４時間営業のどんどん、どんどん運び込まれてくる患者を手術する施設も器材も必要だし、大変な話になったわけであります。何十億という巨額な金がかかります。そんな財政的余裕は、加茂市にはありません。まかり間違えば、これによって加茂市の財政は破綻する危険があります。

この応急診療所は、午後１０時半には閉じてしまうものであり、したがって当然入院ベッドはなく、器材の体制、医師の体制、施設の体制、いずれから見ても救急病院たり得るものではありません。繰り返しますが、救急病院でないところへ救急患者を運び込むということは、やってはならないことであります。場合によっては、救急隊員とその管理監督者は何億円という損害賠償を請求される事態も起こり得ることです。ここへ担ぎ込んでも１０時ぐらいまでしかやっていないのですから、ほかへまた搬送しなさいということになる。それが原因で命を落とすこともある。そうしたら、何億円という損害賠償を請求されることになります。そのかわり加茂市は、救急患者を加茂病院へ搬送いたします。幸い平成２０年度には５人だった加茂病院の常勤医師数は現在１０人となり、４月にはさらにふえるようであり、これからさらにふえていきます。非常勤医師も多くなりました。また、２５年４月からMRIも稼働を開始いたしました。さらに、全面改築が決まり、加茂市が強く要望いたしました産科の個室２０室も実現することになり、平成３１年度には小児科を含む１５の診療科を有する新しい病院が開院する予定となっております。今１５と申し上げましたが、本当は１６でございまして、設置を要望し、設置に前向きな回答をいただいている県から麻酔科があります。この麻酔科を含めると１６の診療科になるわけであります。このようにますます充実される加茂病院へ加茂市は救急患者を搬送することになります。加茂病院で手に負えない患者は、３次救急病院等の他の病院へ搬送いたします。この応急診療所に

かわりを持つことは、極めて危険であります。この応急診療所があるから、加茂病院を充実する必要がないという言いがかりを生む危険性があります。加茂病院が建てかわっても、それほど充実する必要がないというようなことになる可能性が高くなります。そもそも県央の医師会がずっと以前に三条で夜間応急診療所を始めたとき、これに参加するか否か加茂市医師会では大きく意見が分かれたと言われております。

次に大切なことは、応急診療所にかかわっている4市町村長は救命救急センター併設基幹病院の検討において、かさにかかって私を孤立させ、加茂病院案を葬り去った元凶の人たちであります。田上の町長さんは、そんなことはなかったですけども、あとの3人はひどかったです。この人たちと一緒にすることは、その軍門に下ることになるのであります。この人たちと一緒にになったら最後、これからつくられる救命救急センター併設基幹病院の検討において加茂市長の発言の自由は封殺されることになりますので、一緒にすることはできません。一方、加茂市民はこの応急診療所に行きたければ、改築前と同じくいつでも自由に行くことができます。加茂市の医師もいます。いどころか、大勢います。この診療所は、県央の医師会が運営しているものであり、もともと市町村は金を出していなかったのであります。今でも全ての県央の市町村は、毎年全くお金を出しておりません。重大な経緯があって加茂市が出すことのできない2,800万円のお金について、国定三条市長は他の3人の市町村長を誘ってこれを出せと脅迫しているのであります。国定三条市長は、他の3市町村長をかたらって改築させ、改築のための金を出す約束をさせたのであります。これに対し、加茂市はこの約束に加わることを拒絶したのであります。したがって、加茂市はこの約束に加わる義務は全くないのであります。野望のための不純な目的には同意せず、県央医師会と何の契約も結んでおりません。医師会のほうから契約を結んで金を出してくれなどという話は、ただの一言もありませんでした。

さらに、この4市町村のグループに加わることは大きな問題があります。このグループに加わったら最後、加茂市は救急患者を救急病院ではなく、入院させることのできないこの応急診療所へ運び込まなければならなくなるのであります。必ずそうなります。運び込まなかったら、また4人の連名で私宛てに文書が来ます。なぜ加茂市だけ運び込まないのだと、そういうふうに言ってきて、また市議会で運び込めなんていうことに、言う人も出てきて非常に困ったことになるわけであります。

さらに私が気がかりなのは、加茂市が、加茂病院が救命救急センター併設の基幹病院になることを潰してしまったこの4市町村長のグループに入ることは、加茂市が県央基幹病院の設立者の1人にされて膨大なお金を出させられることになる危険をもはらんでいるということでありあります。現に魚沼基幹病院は、あの辺の市町村が全部設立者にされて金を出させられているわけであります。

次に、国定三条市長は加茂市も応急診療所の構成市町村になれと言っておりますが、この応急診療所は県央医師会がつくって運営しているものであって、構成市町村などというものは、そもそも存在しません。強いてそのような言葉を使うのであれば、医師が出ている市町村は全て構成市町村です。医師が大勢出ている加茂市は、立派な構成市町村です。加茂市を構成市町村の概念から外すのは言語道断であります。

次に心しなければならないことは、県央基幹病院に併設される救命救急センターは病床が20ベッドの地域救命救急センターと称する一番小さな規模の救命救急センターだということでありあります。したがって、この救命救急センターはほどなく満杯となり、救命救急センターがもう一つ必要になるものと

思われます。そのもう一つの救命救急センターは、加茂病院に併設されるものでなければなりません。応急診療所を病院のない弱体の単独型救命救急センターにしてはなりません。必ず加茂病院に置かれるものでなければなりません。そのためにも加茂市は単独型救命救急センターを志向する仲間に入ることにはできないのであります。加茂市及び加茂市民は、今加茂病院の建てかえが決まり、産科の個室20室の設置と病児保育施設の建設も決まり、夢と希望と幸せに沸き立っています。加茂市及び加茂市民が今全力を尽くすべきは、加茂病院の建てかえであります。加茂市と加茂市民がさん然と輝く大加茂病院の新築に当たり、夢と希望と幸せに沸き立っているときに応急手当てをするにすぎない応急診療所の加茂市民には必要がなく、加茂市が拒絶した改築の費用としての筋の通らない2,800万円の話などするのはやめていただきたいと思います。

次に、旧生田邸と新町の活性化についてであります。かつぼう生田屋さんの建物は旧石井邸で、加茂市における最高の民家であり、加茂の町並み、加茂の歴史、文化の上から極めて貴重な建物であります。安武議員は、大したことの無い、がらくたみたいのうちだと言っておりますが、そういうことならあれを別に加茂市は取得する必要はない。無料で寄附を受けたわけでありまして。建物がなくなって、土地だけ加茂市が引き取る必要がどこにあるのですか。そんなばかなことは、するはずがないではありませんか。あの建物こそ加茂市一番の文化財、加茂市一番の民家だから、引き取ったわけでありまして。この建物の重要性については、差し上げておりますこの分野の権威者である山崎完一先生が書かれた文章(110頁参照)のとおりであります。これは、前にも差し上げましたが、ここにもつけてあります。この貴重な歴史的、文化的、景観的建物が道路拡幅事業により取り壊されることは、北越の小京都加茂の多大なる損失にほかなりません。新町雁木通り商店街振興組合のまちづくりコンセプトは、小京都加茂市の歴史と文化を生かしたまちを基本方針としてまちづくりに取り組んでおられます。存在価値のある旧生田邸の建物が取り壊されることは、新町のまちづくりにも相反するものとなります。私は、加茂の商店街と北越の小京都加茂の町並みは一体であり、歴史的、文化的、景観的建物は保存していくことが肝要であると思います。生田氏もこのことを理解され、公共事業にもかかわらず5,000万円の租税特別控除を受けないことにしたのです。本来生田さんは、あの建物を壊せば5,000万円の租税特別控除を受けることができたのです。恐らく法人税約33%、それから1,650万円ぐらいの法人税は控除されたはずなのです。5,000万円の租税特別控除を受けず、建物を無償で寄附していただくことになりました。これにより土地のみを購入いたしましたものであります。

土地は、全体で1,263.45平方メートル、382.2坪ありまして、うち道路拡幅事業による明け渡し分が105.61平方メートル、31.95坪であります。残りの1,157.83平方メートル、すなわち350.25坪を市が購入したものであります。買収単価は、県の平成27年7月提示単価1平方メートル当たり3万7,600円、坪当たり12万4,298円に平成28年の県の地価公示価格の下落率5.319%を乗じて算定した単価1平方メートル当たり3万5,600円、坪当たり11万7,686円を乗じた額、4,121万8,748円で平成28年9月1日に購入いたしましたものであります。建物は、道路拡幅事業による明け渡し分が雁木39平方メートル、11.8坪、それから母屋59.06平方メートル、これが16.86坪、それから洛楽亭の部分87.09平方メートル、26.34坪、計185.15平方メートル、56.0坪を生田氏の費用負担で取り壊されました。残りの建物は、母屋が1,019.83平方メートル、すなわち308.5坪、母屋の建物、そのほかに離れ、

土蔵3棟、倉庫計179.72平方メートル、母屋が308.5坪、それにこの土蔵3棟とか倉庫、これが54.36坪、合計1,199.55平方メートル、362.86坪を土地の購入に合わせてこの建物は無償で寄附を受けたもので、買ったわけじゃなくて、無償で寄附を受けたもの、ただで寄附を受けたものであります、建物のほうは。建物無償寄附に伴う建物動産移転料につきましては、123万円の動産移転補償契約を締結いたしましたものであります。土地と動産移転料合わせて合計4,244万8,748円であります。この資金は、加茂市土地開発基金より支出いたしましたものであります。

母屋の切り取り部分の修復工事は、基礎、土台、柱、内壁、内装、外壁、外装、屋根等の修復工事となり、これは普通の人の手に負えないわけでありまして。何しろ石井様の建物で、物すごく複雑な建物でありますので、この修復工事は加茂建築組合に頼むしかないということになりまして、修復工事となり、加茂建築組合に依頼し、すなわち大工さんの組合に依頼して、大工さんの組合は若手を中心に物すごく苦心して修復工事をしたわけでありまして。平成29年2月7日、修復工事が完了したところであります。修復工事は、建物の構造が複雑であり、その都度確認しながらの修復工事であったことから、修復費用は1,209万600円となりました。加茂市のトップクラスの重要文化財を存続させるのですから、これくらいはやむを得ないことと考えております。とりあえず修復工事が終わりましたので、しばらく修復費は必要ないと思っております。

また、維持費としてはとりあえず1年間に水道料金1万5,720円、下水道料金1万5,552円、ガス料金7,278円、電気料金2万4,326円、全国市有物件災害共済掛金2万6,919円、雁木の維持管理負担金6万8,952円、合計15万8,747円が見込まれます。

次に、この建物を市の文化財に指定した件についてであります。さきに申し上げましたとおり、新町に歴史的、文化的、景観的に貴重な建物が存在することに意義、価値があるのであります。旧生田邸は、当時の加茂町で市川家、それから石田家と並ぶ地主の石井百太郎、純一郎親子が大正6年に建てた北越の小京都加茂市を代表する町屋建築であります。明治45年に上条では大火があり、付近一帯が復興する過程で大正4年に賀茂銀行社屋、現在の野崎繊維の社屋、例のまだ相続問題が片づいていないもので、余り手をつけずに新町と五番町の間の根古屋中央線から真っすぐ加茂川へ来たところにあのままになっておりますが、そういうけりがついたところで加茂市が修復することになります。あの賀茂銀行の社屋、あれが大正4年、それから大正6年にこの建物である石井家の母屋、大正7年にいわゆる紺友様、石田家の3階建て土蔵が竣工し、いずれも加茂市を象徴する歴史的建造物となっているのは周知のことと存じます。このうち旧生田邸は、都市計画道路宮寄上加茂線拡幅工事にかかったため、保存措置を講ずる必要が生じたものであります。このため去る2月28日、この間の2月28日に旧生田邸を市の文化財に指定いたしたく市文化財調査審議会にお諮りしたわけでありまして。それで、調査審議会はもうこれは当然だと、これだけの建物は市の文化財にすべきだという答申がありまして、ついこの間の3月2日の定例教育委員会において指定いたしましたものであります。指定するのは教育委員会ですから、指定いたしましたものであります。3月2日、加茂市の文化財に指定されたわけでありまして。建物の利用につきましては、この建物は小京都加茂の歴史的、文化的シンボルとして、エベレストと同じように存在することに大きな意義を有するものと考えております。この建物を使うことがあれば、この建物にふさわしい格調の高い使い方をしていくことが肝要と考えております。例えば中学校の茶道部の茶会などがこの建物にふさわしいのではないかと考えております。

以上、御答弁を申し上げます。

○16番（安武秀敏君） 今生田屋さんの建物といいますか、市が土地を購入したのは4,200万円だったんですけど、これ大きな額ですよ、4,200万円。今上越市のほうでは、上杉謙信の愛刀を市が購入するかしないかというのが新年度予算に載っておりまして、問題になっております。所有者が岡山の人で、今上越市がこれを買うチャンスを逃すと、あと米沢のほうとか待っていますから、上杉謙信の刀といえば上越市の宝でしょう。新潟県の宝でもいい。国宝ですから、国の宝でもあります。それ3億2,000万円今議会にかかっておりますけど、これは巨額の公費負担ということで問題になっていきます。3億2,000万と加茂市の4,200万、上越市の予算は加茂市の大体10倍ぐらいありますから、率にすると加茂市の4,200万円は3%を超えています。上越市の3億2,000万のほうは0.28%、加茂のこの生田屋さんの土地より低いのです。上越市で巨額の投資と言っておりますけど、それよりは高い率の値段なのです。そういう高いものを買って、ただそこにあるだけでいいとか、そういうのに公費を使われるのに市民は怒っているわけです。

雁木通りというのは、今あちこちにできておりますけども、南魚沼市に塩沢の牧之通りというのがありますけど、これは国土交通省のまちづくり功労者に選ばれたようですけども、このときには町並み協定あるいは努力事項としてデザインルールを定めたのです。高床式は禁止、それから外壁は白、黒、茶系などに統一すると。ルールは、高さ11メートル以下とか2階建て、外壁はしっくい仕上げを推奨すると。加茂市の場合にもこの雁木通り、雁木に合わせてそういうようなルールはあるのですか。大分昔白い壁、また黒い柱とか黒い板塀のところも、こういう協定とかルールは加茂市の場合もあるのですか。どうでしょうか。

○市長（小池清彦君） これは、この建物の話からそれた御質問でございますね。あの雁木通りにつきましては、新町の方々が何としても木造の雁木にしたいと、そうおっしゃって、市議会の御同意のもとに、ほかよりも1億円高にかけて雁木をつくるわけです。要するに新町雁木通りの主眼はそこにあるということでありまして。全部木造の雁木なのです。ということでありまして、新町については。

○16番（安武秀敏君） 新町の雁木通り、雁木づくりのアーケードでしょうか、これほかの今までの五番町までと違って、雁木づくりにするために加茂市が1億円出しているのです。普通のアーケードにすれば要らないところを、そこを加茂市が1億円、地元の人が要望しているからって1億円を出した。1億円を出したからには、それなりに雁木にふさわしい町並み、これにしてもらわないと1億円の価値がないわけですけども。あと、さっきの牧之通りですけど、これは自主的に組合の方が建築計画を厳しく審査して、守られていないときは再提出を求めたりして、和風建築26軒が350メートルにわたって統一感ある雁木づくりができていますけど。

ことしの1月30日、読売新聞では村上市中心部で風情ある町並みを取り戻す団体といいますか、むらかみ町屋再生プロジェクトの活動が日本ユネスコ協会連盟のプロジェクト未来遺産に選ばれました。市中心部に町屋づくりの店が残るものの、時代の移り変わりとともに外装がアーケードやトタンなどで覆われる店がふえ、行政も区画整理などで町並みを一新しようとしていた。そうして再生の第1号は和菓子屋さんですけど、窓をアルミサッシから木枠に改修、それから昔の看板を取りつけ、屋根も瓦にかえた。また、酒屋さんは、窓はサッシのところを面格子、格子です、格子を設けて、それからのれんを下げた、こういうように昔風に、町屋風に今変えているのです。

加茂の今新町のできているところ、非常に町屋風でいいところもありますけども、屋根が鉄板とか、それから壁の色が、外装が緑だったり、いろいろ昔にはなかったような色、それから窓はアルミサッシ、そういうようなものが何軒かあって統一感がないのです。こういうのは、やはり直すべきだと思いますけど、どうでしょうか。

○市長(小池清彦君) それぞれの場所のやり方があるということであります。新町雁木通りにおいては、木造雁木に主眼を置いて、あとそれぞれのうちがそれを念頭に置いてつくりなさいと。要するに下がらなきゃだめですから、街路を広げたわけです。広げた分だけ自分とこのうちを切って下がらなければならない、あるいは全面建てかえしたうちもある。補償金をもらってそうしたわけであります。そのときにつくるうちについては全部格子にしろとか、そういうふうな規制はしないというふうに、新町雁木通り商店街のほうでそうしたいとおっしゃって、そのようにしておられるわけであります。ただ、雁木だけは木造の雁木にしてくれと。そうすると、木造の雁木にすればみんなが木造の雁木を中心に見ますから。しかも、そこに立派な祭りのときにちょうちんを出す台まで全部統一したいと、ちょうちんも統一したいと、そういうところは極力統一すると。その後の家屋については、それぞれ考えながらやるというふうにされるということで、それについては加茂市においてもそういうことで、それじゃおやりになりますかと。加茂市は、しっかりと木造の雁木をつくりますよということで、木造の雁木については新町雁木通りの商店街の皆様とよく打ち合わせて、じゃこうしましょうと、ここに統一的なちょうちんも下げられるようにしましょうと、そういうことになっているわけであります。

○16番(安武秀敏君) アーケードの経費は、総経費が4億7,800万です。それに4,200万円足しますと5億2,000万ぐらいするのかな、それほどのお金をかけてつくるのですから、よそから来て恥ずかしくないような景色にしていきたいと思います。

あと、生田屋さんです。歴史的な価値といいましても、加茂市史を見ても生田屋さんは出ていません。加茂製材とか賀茂銀行とか、そういうのは出ています。生田屋さんは、まだ歴史はないのです。歴史は、最初石井さんの建物だった。そのときは、皆さん町内の人もいい建物だったと言っていますが、昭和54年に今度は生田屋さんが改築しまして、いろいろ継ぎ足しているのです。それで今回また通りに面したとこ削っているでしょう。めちゃくちゃなのです。重要文化財とか市の登録文化財には、これは決してなるものじゃありません。これよりももっと前にあるのはマスカガミとか、これ前候補に挙がっていたでしょう。今建物の建造物の文化財に加茂市がしていたのは青海神社と黒水の郵便局、それから酒蔵ですか、そこしか今なかった。それに今回急遽私が一般質問通告した後に文化財審議委員会ですか、開いてやっておりますけど、これは失態だと思います。

今歴史的に言いましたが、今度は文化的に、文化面には全然出てきません。建物の価値として骨組みはいいみたいです、昔のあれは。54年からいわゆる何年も、何回も継ぎ足しておりまして、景観なんていったって、どこから見た景観ですか。3方は、よそのうちに囲まれています。前から、通りから見たとこは、何にも見えないでしょう。今回削られたところが今度防火サイディング、それからシルバーのアルミサッシ、これは町屋に適していません。ほかのところもあります。それを文化財にしたなんていう文化財審議委員会も何かおかしいような気がします。文化財の指定を取り消して、直してもらったらどうですか。五番町のアーケードだって一時真っ赤だったのを市長は今アイボリーか何かでそれを直させたでしょう。文化財の指定を取り消すお気持ちはありませんか。

○市長（小池清彦君） 随分乱暴なお話をされるものだと思います、継ぎ足すといって継ぎ足すとこないじゃないですか。料亭にする必要から、それは、一部修理はした。修理したって立派な修理したのだから。それは、ここに書いてあるじゃないですか。ちゃんともともと石井様の建物で、ここにつくるときの写真までありますが、あったものを、一部内装を中心に変えたところがあると。あったって、それは立派に改装したのだから、やはり立派な文化財であることに全く変わりはない。現にこの権威者である山崎完一先生が極めて重要な文化財だと言って褒めているじゃないですか。これを文化財に指定したわけであります。誰が何と言われたって、この建物は加茂市で一番の民家です。この建物以上の民家は、加茂市にはないです。神社はあります。今長瀬神社をあなた忘れられたようだけれども、長瀬神社の本殿だって加茂市の文化財です。なめてもらっては困ります。それはいいが、ただ長瀬神社を忘れたみたいだから、それはそれとして、民家としてはこの建物以上の民家は加茂市にはありません。しかも、あの蔵も全部立派な文化財だということなのです。それで、だからあなたはこの建物を、これほっておいたら生田さんは全部潰したわけだから、そこに住む気ないわけだから、全部潰すことになっていた家をただでもらったわけだから、私は随分いいことしたと思うのです。加茂市一番の民家が全部潰されることになっていたわけだから、それをただでもらったわけだから。それが建っている、じゃどこかへ引き家して、加茂市が持っているどこかの土地に引き家することができたか。できないんだから。だから、その土地は適正な価格で買ったというだけの話なので、上越市の上杉謙信公の刀、私はあれ上越市が買うべきだと思います。物すごい価値を持っています、持ち主が持ち主だから。それに相当するのがあの家なのだから。あの家は、ただで加茂市がもらったのだから。蔵のところから何から全部ただで加茂市がもらったわけだから、随分いいことだと思うのですが、あなたは小池憎しで、小池がすることは全部憎し、あの建物まで憎し、そう思っているだけなのです。

○ 16 番（安武秀敏君） ちょっと変なこと言わないでください。生田はいい言うていますから、是々非々ですから。（市長小池清彦君「是々非々じゃなくて、非々非々じゃないですか」と呼ぶ）いいものだったら、何で洛楽亭は今回壊しちゃったのですか。何で壊したの。あれ引き家すればいいじゃないですか。（市長小池清彦君「洛楽亭は……」と呼ぶ）もう時間ないから、答弁要らない。答弁要りません。（市長小池清彦君「あれは、余りいい建物じゃないですよね」と呼ぶ）何で生田屋の建物がエベレストと同じであればいいとか、あそこ今閉まっていますよね。あれふだんも今度ずっと閉めておくわけでしょう。あれでは活用できません。地元の人が楽しめるようなものじゃなければ、人がよそから来なければだめなの。

今回見附の新町商店街、販売がだんだん落ちている。この6月とかに解散することになりまして、人が来なきゃだめです。何のために市政やっているの。人が来て……（市長小池清彦君「議長、ちょっと何か言わせてください。変なこと言うてるから、ちょっと」と呼ぶ）税金というか、お金を落としてもらって、答弁要りませんから……（市長小池清彦君「だめですよ、自分の言いたいことばかり言うて」と呼ぶ）もっと活性化はこの4,200万、1億円の雁木のための公費負担、これに見合った新町の発展を私は希望します。市民みんなそうだと思います。（市長小池清彦君「市民じゃない。あなたがそう思っているだけなんです」と呼ぶ）あんたあればいいなんて言うから、みんな市民は怒っているのです。市民の気持ちをわかっていません。税金は、幾ら収入のない人でも取られるのですから……

○議長（山田義栄君） 市長、答弁願います。

○16番（安武秀敏君） その点をわかって市政をやってください。

○議長（山田義栄君） 答弁をさせてください。再質問ですので……

○16番（安武秀敏君） 答弁要りません。

○議長（山田義栄君） いやいや、再質問ですので、そういうわけにいきません。

○16番（安武秀敏君） 終わります。

○市長（小池清彦君） 小京都加茂を象徴するあの新町、その中の小京都加茂を象徴するあの建物をみんなが見に大勢で集まってくるのです。何もあの建物を利用するために来ているのじゃないのです。まだちょっと私がしゃべっているのに、そんな気遣いみたいにならず、ちょっと静かに、静かに。ちょっと静かにしてください。（16番安武秀敏君「議員だってあそこ全部、あの屋敷の中に入って見た人はいないと思いますよ」と呼ぶ）とにかく私がしゃべっているのに、そんなにわんわん、わんわんちょっと言わずに、何言うているかわからないじゃないですか。要するにあれ全部潰せばよかったのですか。

○議長（山田義栄君） 市長の答弁中です。着席願います。（16番安武秀敏君「市長さんばっかじゃないの。私は、新町通りの発展、それを訴えているだけです」と呼ぶ）

○市長（小池清彦君） そのためにあの建物は極めて重要なのですよ。（16番安武秀敏君「なければ人はどこかへ行ってしまいます。終わります」と呼ぶ）

○議長（山田義栄君） これにて安武秀敏君の一般質問は終了しました。（市長小池清彦君「ちょっとまだまだ。議長、まだ残っていますから」と呼ぶ）、（「終わりましたんで」と呼ぶ者あり）（市長小池清彦君「まだまだ。要するにあれは絶対必要なんですよ」と呼ぶ）市長、これで一般質問を終わります。（市長小池清彦君「まだ1になっていますよ」と呼ぶ）

お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、明9日午前9時30分から一般質問を続行いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義栄君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。本日は、これにて延会いたします。

午後4時11分 延会